

目次

II-1	内科診察問診票（健康診断当日に持参）	1
II-2	ノートパソコンの必携化、Office インストール、 学生用メール、無線 LAN 接続について	2
II-3	Microsoft Office 製品群や Office フレインストールパソコンの 購入を検討中の新入生と保護者の方へお知らせ	4
II-4	TOEIC IP 試験実施についてのご案内	5
II-5	学生保険について {学研災、学研賠償保険（医学部は医学賠）}	13
II-6	大学生協の「学生総合共済」・「学生賠償責任保険」	16
II-7	学研災付帯学生総合保険（任意）	19
II-8	三重大学振興基金	45
II-9	自転車乗り入れ登録申請書	51
II-10	日本語プレースメントテストのお知らせ	52
II-11	奨学金について	54
II-12	入学料・授業料減免について	56
II-13	授業料の納入方法について	59
II-15	大学生協「加入手続き」・「教科書販売」のご案内	62
II-16	住まいの斡旋のご案内（三重大学生協）	64
II-17	入学辞退願	66
II-18	広報室からのお知らせ	67
II-19	総合情報処理センター利用ガイド	71
II-20	キャンパスネットワーク利用ガイドライン	73
II-21	CeMDS 検索デスク	77
II-22	通学定期券購入時の必要書類について	79
II-23	通学定期券購入時の必要書類について	81
II-24	住民票の異動及び投票方法について	89

令和6年度 新入生健康診断の受診案内

1. 対象・・・学部1年生，編入生
2. 健診項目・・・①身長体重 ②血圧 ③視力検査 ④内科診察 ⑤胸部X線撮影 ⑥尿検査 (受診時に採尿容器を受け取り4月19日(金)~26日(金)に提出してください)
3. 持ち物/準備・・・①内科診察問診票 (必ず事前に記入のこと) ②飾りのない薄手のTシャツ着用
4. 会場・・・保健管理センター (総合研究棟Ⅱ 1F)
5. 実施日および受付時間・・・指定された時間帯にご来場ください。早めに到着されても受診できませんので、ご注意ください。
(学部・学科コース・氏名五十音順で指定時間があります。ただし、編入生は4月9日16:00~16:45枠とします。)

	9:00	11:45						13:00						16:45	
4月8日 (月)	教育学部 (男女)							人文学部 (男女)							
	全コース							文化学科			法律経済学科				
	あ~い行	う~お行	か行	さ・た行	な行	は行	ま~わ行	あ・か行	さ~な行	は~わ行	あ行	か行	さ・た行	な・は行	ま~わ行
	9:00	9:20	9:45	10:15	10:45	11:00	11:20	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30

	9:00	11:45						13:00						16:00	16:45	
4月9日 (火)	工学部 (男女)							工学部 (男女)						編入生 (男女)		
	総合工学 コース	電気電子工学コース			情報工学コース			機械工学コース			応用化学コース			建築学 コース	工	医
	全員	あ・か行	さ~は行	ま~わ行	あ~さ行	た~わ行	あ~さ行	た~わ行	あ・か行	さ~な行	は~わ行	全員	生物資源	人文		
	9:00	9:30	10:00	10:30	10:45	11:15	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30		

	9:00	11:45						13:00						16:45	
4月10日 (水)	医学部 (男女)							生物資源学部 (男女)							
	医学科				看護学科			総合科学 コース	農林環境科学コース			海洋生物資源学 コース		生命化学コース	
	あ・か行	さ~な行	は~わ行	あ・か 行	さ~な行	は~わ 行	全員	あ・か行	さ~な行	は~わ行	あ~さ 行	た~わ 行	あ~さ行	た~わ行	
	9:00	9:30	10:00	10:30	10:50	11:10	13:00	13:20	14:00	14:30	15:00	15:20	15:40	16:10	

※ 発熱や咳などの風邪症状がある学生は、受診を控えてください。
 指定日に受診できない場合は、保健管理センターにご相談ください。(TEL:059-231-9068 平日9:00~17:00)
 なお、健診当日は電話対応できないこともありますので、ご了承ください。

■ノートパソコンの必携化について

本学では情報教育の一環として、コンピュータを利用する授業が多く行われています。大学生活では、レポート・プレゼンテーション資料の作成、インターネットの活用、eラーニングによる自習、シラバス閲覧、履修登録など、日常的にパソコンを利用する必要があります。また、在学中に情報処理活用能力を身につけるには、スマートフォンとの連携やクラウド利用などを含めた、パソコンの普段からの活用が必要不可欠です。

平成30年度に入学する学部学生から、個人用のノートパソコンを必携とすることになりました。入学の際にはノートパソコンを準備または購入いただくこととなりますのであらかじめご了承ください。

※パソコンの推奨スペックは、各学部で異なりますので、各学部で確認してください。

※持参可能なノートパソコンを既に持っている学生は、新規購入は必須ではありません。

※経済的事情によりノートパソコンの購入が困難な場合等、希望者には本学から一定期間無料で貸与します。

【必携パソコンの活用方法】

講義開始までに下記を済ませておいてください。

- パソコンのOS (WindowsまたはmacOS) の初期設定 (ログインして利用可能な状態にすること)。
- Microsoft Officeのインストール (本紙参照)。
- 無線LAN (Wi-Fi) の設定 (本紙参照)。

そのほか本学では、学習管理システム「三重大学Moodle」や教育機関向けクラウドサービス (Microsoft Office 365, Google Workspace) を導入しており、スマートフォンとの連携などを含めてノートパソコンを活用するための環境を整備しています。詳細は情報基盤センターのホームページを参照ください。

■マイクロソフトOfficeのインストールについて

本学学生であれば、マイクロソフトOffice (Microsoft 365 Apps for enterprise) を私物パソコンにインストールし、利用することができます。※在学中に限ります。

【三重大学生協パソコンを購入された方へ】

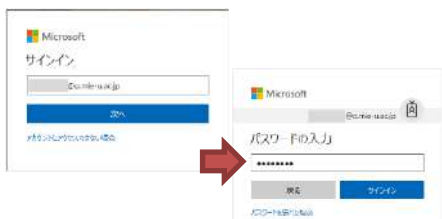
パソコンと一緒にお届けするセットアップテキストを確認いただき、Officeの取得・使用準備をすすめてください。不明点は三重大学生協までお問い合わせください。

【本学学部から大学院に進学した方、博士後期課程へ進学した方へ】

大学院及び博士後期課程では学籍番号が変更になるため、新しい統一アカウントでの再インストールが必要です。

※記載内容は抜粋版です。詳細は、情報基盤センターのホームページを参照してください。

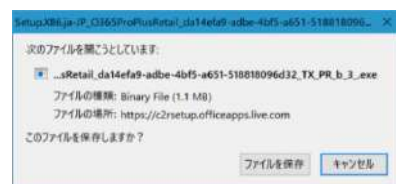
①Office365(<https://portal.office.com/>)にアクセスし「学籍番号@o.mie-u.ac.jp」と統一アカウントのパスワードを入力して、サインインします。



②画面右側の「Office アプリをインストールする」をクリックします。



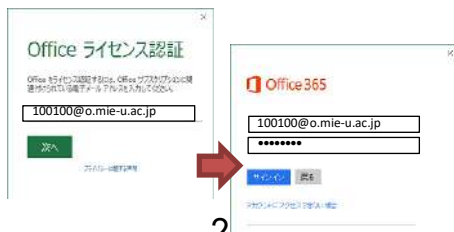
③ファイルのダウンロードが行われます。ファイルを保存して、保存されたファイルを実行してください。



④インストールが進みます。完了するまでしばらくお待ちください。インストール完了後、「閉じる」を押してください。



⑤Word,Excel等を起動すると、サインイン画面が表示されます。「学籍番号@o.mie-u.ac.jp」とパスワードを入力してサインインしてください。



⑥以下の画面が表示されたら、ライセンス認証が完了です。Office の利用が可能になります。



■大学公式「学生用メール」について

本学学生の大学公式メールアドレスは「学籍番号@m.mie-u.ac.jp」です。学生用メールと呼びます。学生用メールシステム（三重大学 Google Workspace）へのアクセス方法は、情報基盤センターのホームページを参照してください。

学生用メールには、大学からの各種お知らせが届きます。緊急なお知らせを送ることもあるため、できるだけリアルタイムで確認していただくことをお願いします。また、大学とのやりとりにもこのメールアドレスを使用してください。（学生用メール以外の場合、本人確認ができません。）

※学生用メールは、Google社のGoogle Workspaceを使用した「三重大学 Google Workspace」のGmail機能を利用しています。

例:iPhoneの学生用メール設定

※この設定は一例です。
詳細は総合情報処理センターのホームページを参照してください。

①「設定」→「メール」→「アカウント」
→「アカウントを追加」を選択します。



②「Google」を選択します。



③学生用メールアドレスを入力し、
統一アカウントのパスワードを入力
します。



④保存します。学生用メールが設定されました。



⑤メールアプリを起動すると、学生
用メールのメールボックスが追加さ
れています。



■無線LAN接続(モバイルLAN接続)について

無線LAN接続可能な場所は、図書館や食堂・講堂・ロビーなどのパブリックスペース、講義室、実験室、会議室など、広くカバーしています。接続可能な場所や利用上の注意などの詳細は、情報基盤センターのホームページを参照してください。

①端末のWi-Fi設定を有効にします。



②接続可能なネットワークに「mieu-mobile-a」または「mieu-mobile-g」が表示されます。「mieu-mobile-a」に接続して下さい。※1



③ネットワークセキュリティキーを入力します。※2



④セキュリティキーを入力すると、自動的にウェブブラウザが立ち上がり、ログイン画面が表示されます。もし表示されない場合は、ウェブブラウザを立ち上げて、「http://a.cc.mie-u.ac.jp/」へアクセスしてください。

統一アカウントのユーザID・パスワード、接続時間を入力して、「接続(Connect)」ボタンをクリックしてください。



⑤以下の画面が表示されたら、認証成功です。※3



※1: 「mieu-mobile-a」に繋がりにくい場合は、「mieu-mobile-g」に接続してください。

※2: ネットワークセキュリティキーは <https://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/auth/key.html> に記載されています。(要 統一アカウント)

※3: 認証完了後、画面はそのままにしておいてください。接続を終了する場合、必ず「切断(Disconnect)」をクリックして終了してください。

三重大学情報基盤センターから入学予定の皆様へのご案内

**Microsoft Office 製品群や Office プレインストールパソコンの
購入を検討中の新入生と保護者の方へお知らせです**

三重大学では、学生サービスの一環として、Microsoft Office 総合ライセンス契約を結んでおり、本学の学生であれば、在学中、Microsoft Office 製品を無償で利用することが可能です。

つきましては、本学に新入学の方で Microsoft Office 製品群の購入や Office プレインストールパソコンの購入を検討されておられる場合は、Microsoft Office 製品群の購入を控えていただくことをお勧め致します。

提供される Microsoft Office :

- ・ Microsoft 365 Apps for enterprise (Word, Excel, PowerPoint, Access 等)

※Windows、Mac のいずれでも利用が可能です。

※本学が契約中は、常に最新版の利用が可能です。

注意事項 :

- ・ 在学中のみ使用可能です。卒業後は利用できません。
- ・ 初回使用時に、三重大学「統一アカウント」と呼ばれる ID・パスワードが必要となりますが、2024年4月以降に配布されますので、それまではご利用いただくことができません。

本件についての詳細 :

本件に関するより詳細な案内を含む「2024年度入学予定の皆様へのご案内」を以下で公開しておりますので、参考にしてください。

【2024年度入学予定の皆様へのご案内】 https://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/new_student.html



大学生協からのご案内 :

パソコンと一緒にお届けするセットアップテキストを確認いただき、Office の取得・使用準備をすすめてください。不明点は三重大学生協までお問い合わせください。

(※初回使用時に「統一アカウント」が必要です。) 詳しくは生協からの案内をご覧ください。

※情報基盤センターは、キャンパスネットワークの管理運営など、学内の情報インフラを担当している部署です。

Microsoft Office ライセンスに関する問い合わせ先 : 情報基盤センター 電話: 059-231-9772 Mail: support@cc.mie-u.ac.jp

※2024年度新入生向けパソコンに関する問い合わせ先 : 三重大学生生活協同組合 翠陵店 ダイヤルイン 059-232-5007

三重大学に合格された皆さんへ

三重大学共通教育英語

TOEIC® Listening & Reading IP テストの実施について
(人文学部・教育学部英語教育コース・工学部・生物資源学部)

合格おめでとうございます。

本学では、1年次の英語において、受講生のレベルにあわせたより適切な授業を行うために「TOEIC」を用いた習熟度別クラス編成を実施しています。「TOEIC（トイック）」は、Test of English for International Communication の略で、英語コミュニケーション能力の国際的評価基準です。本学に入学される皆さんは全員、4月にクラス分けのための「TOEIC® Listening & Reading IP テスト」（=団体受験制度）を受験して頂きます。

また、人文学部・教育学部英語教育コース・工学部・生物資源学部においては「TOEIC」を評価基準に用いた「英語 I TOEIC」という授業が必修科目となっており、一年次前期の終わりに2回目の「TOEIC IP テスト」を受験して頂きます。「TOEIC IP テスト」の結果は、習熟度を測る客観的な尺度としても利用されます。さらに、「英語 I TOEIC」では、学習ツールとして専用のe-ラーニング教材「ALC NetAcademy NEXT」を使用します。

4月の「TOEIC IP テスト」で高得点を取得した場合には、ネイティブ・スピーカーの教員による発展的な授業を1年次前期から受講することができます。詳しくは、『共通教育履修案内』を参照してください。

重要：人文学部・教育学部英語教育コース・工学部・生物資源学部の新一年生の皆さんは、以下の日程で行われる「TOEIC IP テスト」を必ず受験しなければなりません。

【第一回】プレースメント（習熟度別クラス編成用）IP テスト：全学部

[実施日]

2024年4月6日（土）人文学部・生物資源学部

2024年4月7日（日）教育学部・医学部・工学部

[集合場所] 三重大学共通教育校舎3号館

【第二回】2024年度前期末（「英語 I TOEIC」単位認定用）IP テスト：

人文学部・教育学部英語教育コース・工学部・生物資源学部

[実施日]

2024年7月27日（土）

【e-ラーニング教材】ALC NetAcademy NEXT

前期期間中、オンラインで利用します。

計2回の「TOEIC® Listening & Reading IP テスト」の受験料および「ALC NetAcademy NEXT」の利用料として、皆さんには12,795円を負担して頂くことになります。裏面の説明を熟読のうえ、必ず期限までに支払いを行ってください。なお、申込の取扱いおよびスコアレポート郵送に関しては、三重大学生活協同組合（以下、三重大学生協）に委託しています。

1. TOEIC® Listening & Reading IP テストの実施および「ALC NetAcademy NEXT」の利用について

【第1 回試験】

[実施日]	2024 年4 月6 日(土)	8:45 集合 (人文学部)
		14:10 集合 (生物資源学部)
	2024 年4 月7 日(日)	8:45 集合 (教育学部・医学部)
		14:10 集合 (工学部)

[集合場所] 三重大学共通教育校舎 3 号館

【第2 回試験】 2024 年7 月27 日(土)

(詳細は掲示等によって案内します)

【ALC NetAcademy NEXT】 前期期間中、オンラインで利用します。

【受験料・利用料】 12,795 円

- ※ 試験時には筆記用具 (HB の黒鉛筆・消しゴム)、腕時計 (携帯電話やウェアラブル端末不可)、所属学部より交付される学生証、および三重大学生協への支払い完了時にゆうちょ銀行より交付される振替払込請求書兼受領証を貼付した受験票 (※1) を持参してください。
- ※ 必ず受験してください。受験しなかった場合は、必修科目の英語が受講できなくなります。
- ※ 第1 回試験終了後、1 週間程度で、英語の履修クラス (習熟度別) を掲示等により発表します。
- ※ 試験終了後、約 1 ヶ月で個人別のスコアレポート (成績表) が郵送されます。

2. 受験料・利用料の支払い方法

次項以降の「TOEIC IPテスト受験料等の支払いについて」を確認して支払いを済ませてください。なお、TOEIC IPテストの運営管理、実施を三重大学生協に委託しています。そのため、受験料の納入先は三重大学生協となっています。

払込期限	特別選抜・前期合格者	2024 年2 月中旬～3 月15日(金)
	後期合格者	2024 年3 月22日(金)～3 月27日(水)

- ※ 追加合格等のやむを得ない事情で上記期日までに申込ができない場合は、三重大学生協 翠陵店トラベル・キャリアカウンタ (TEL 059-236-1080) までご相談ください。
- ※ 振替払込請求書兼受領証を貼付した受験票 (※1) は、「TOEIC® Listening & Reading IP テスト」第 2 回目の試験が終わるまでなくさないよう、大切に保管してください。

※1 ゆうちょ銀行で払込後に交付される振替払込請求書兼受領証を受験票の所定の位置に貼付されたものを確認することで支払いの確認をします。必ず支払い、持参してください。

TOEIC IP テスト受験料等の支払いについて

TOEIC IP テストの運営管理、実施を三重大学生生活協同組合に委託しています。
そのため、**受験料の納入先は三重大学生生活協同組合**となっています。

受験料の納入は、ゆうちょ銀行（郵便局）備え付けの「払込取扱票」（青色：料金
払込人負担となります）に以下のとおり記入し、ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口ま
たはATMから振り込んでください。

- 「青字」の箇所は記入例のままご記入ください。
- 「赤字」の箇所は記入例にしたがって入学者の情報をご記入ください。
特に金額欄は所属によって異なります。※1
所属をご確認の上、金額をご記入ください。

※1 金額欄は所属により異なります。

人文学部・教育学部英語教育コース・工学部・生物資源学部 12,795 円
(ALC NetAcadmyNEXT 利用料含む)
教育学部 (英語教育コース以外)・医学部 4,500 円

入学者の学部／学科・課程／コース／専攻
入学試験時の受験番号

入学者の住所・入学者氏名・入学者氏名フリガナ
電話番号を記入してください。
(自宅・一人暮らし先どちらでも可)

口座記号番号 : 00830-5-40170
加入者名: 三重大学生生活協同組合 を記入してください

記入例

払込取扱票																		
口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。																		
口座記号					口座番号(右記) (記入)													
0	0	8	3	0	5					金額	千	百	十	万	千	百	十	円
三重大学生生活協同組合										12795		または		4500				
加入者名										金額		お		お		考		
工学部 総合工学科 機械工学コース										12795		または		4500				
受験番号 123456										金額		お		お		考		
514 8507										金額		お		お		考		
三重県津市栗真町屋町 1577										金額		お		お		考		
メゾンコープ201号室										金額		お		お		考		
生協 太郎										金額		お		お		考		
セイキョウ タロウ										金額		お		お		考		
(ご連絡先電話番号)										金額		お		お		考		
090 0000 0000										金額		お		お		考		
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。										金額		お		お		考		
これより下部には何も記入しないでください。										金額		お		お		考		

振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号									
00830-5					40170				
加入者名									
三重大学生生活協同組合									
金額									
12795					または 4500				
お									
お									
生協 太郎									
料									
金									
備									
考									

- 払込後お手元に戻ってきた振替払込請求書兼受領証は次項の「三重大学
TOEIC IP テスト 受験票」の所定の位置に貼付し TOEIC IP テスト当日に
持参してください。

三重大学 TOEIC IP テスト 受験票

<この受験票は試験当日（2024年4月、7月）、必ず持参すること>

再発行する場合は、再発行手数料 1,000 円が必要です

【第一回】プレースメント（習熟度別クラス編成用）IP テスト 全学部
2024年4月6日（土）人文学部 **8:45 集合** / 生物資源学部 **14:10 集合**
2024年4月7日（日）教育学部・医学部 **8:45 集合** / 工学部 **14:10 集合**
【第二回】2024年度前期末（「英語 I TOEIC」単位認定用）IP テスト
人文学部・教育学部英語教育コース・工学部・生物資源学部
2024年7月27日（土）（詳細は掲示等によって案内します）
【集合場所】 三重大学共通教育校舎 3号館



払込済みの振替払込請求書兼受領証を貼付してください。
顔写真を貼付してください。
必要事項を各自記入し、テスト当日に持参してください。

顔写真を貼付
してください
正面、無帽
横 3 cm 縦 4 cm

払込済みの振替払込請求
書兼受領書をここに貼付
すること

学部	
学科 コース 専攻	
学籍番号 ※学生証等で 確認すること	
本学入学 試験時の 受験番号	
フリガナ	
氏名	

※当日の持ち物

三重大学 TOEIC IP テスト受験票

筆記用具（HBの黒鉛筆、消しゴム）

腕時計（携帯電話やウェアラブル端末不可）

学生証（※）

※4月受験時は交付された場合は持参すること、7月受験時は必須

三重大学に合格された皆さんへ

三重大学共通教育英語

TOEIC® Listening & Reading IP テストの実施について
(教育学部（英語教育コースを除く）・医学部)

合格おめでとうございます。

本学では、1年次の英語において、受講生のレベルにあわせてより適切な授業を行うために「TOEIC」を用いた習熟度別クラス編成を実施しています。「TOEIC（トイーック）」は、Test of English for International Communication の略で、英語コミュニケーション能力の国際的評価基準です。本学に入学される皆さんは全員、4月にクラス分けのための「TOEIC® Listening & Reading IP テスト」（=団体受験制度）を受験して頂きます。

4月の「TOEIC IP テスト」で高得点を取得した場合には、ネイティブ・スピーカーの教員による発展的な授業を1年次前期から受講することができます。詳しくは、『共通教育履修案内』を参照してください。

重要：教育学部（英語教育コースを除く）・医学部の新一年生の皆さんは、以下の日程で行われる「TOEIC IP テスト」を必ず受験しなければなりません。

プレースメント（習熟度別クラス編成用）IP テスト：教育学部・医学部

【実施日】 2024年4月7日（日）

【集合場所】 三重大学共通教育校舎3号館

「TOEIC® Listening & Reading IP テスト」の受験料として、みなさんには4,500円を負担して頂くこととなります。裏面の説明を熟読のうえ、必ず期限までに支払いを行ってください。なお、申込の取扱いおよびスコアレポート郵送に関しては、三重大学生活協同組合（以下、三重大学生協）に委託しています。

※教育学部英語教育コースの新一年生も上記の日程で「TOEIC IP テスト」を受験しますが、受験料も含めて実施要領が異なるので、別の文書で案内しています。

1. TOEIC® Listening & Reading IP テストの実施について

プレースメントテスト

【実施日】 2024年4月7日(日) 8:45 集合 (教育学部・医学部)

【集合場所】 三重大学共通教育校舎3号館

【受験料】 4,500円

- ※ 試験時には筆記用具 (HB の黒鉛筆・消しゴム)、腕時計 (携帯電話やウェアラブル端末不可)、所属学部より交付される学生証、および三重大学生協への支払い完了時にゆうちょ銀行より交付される振替払込請求書兼受領証を貼付した受験票 (※1) を持参してください。
- ※ 試験は全1年生を対象として実施します。受験しなかった場合は、必修科目の英語が受講できなくなります。
- ※ 試験終了後、1週間程度で、英語の履修クラス (習熟度別) を掲示等により発表します。
- ※ 試験終了後、約1ヶ月で個人別のスコアレポート (成績表) が郵送されます。

2. 受験料・利用料の支払い方法

次項以降の「TOEIC IPテスト受験料等の支払いについて」を確認して支払いを済ませてください。なお、TOEIC IPテストの運営管理、実施を三重大学生協に委託しています。そのため、受験料の納入先は三重大学生協となっています。

払込期限 特別選抜・前期合格者 2024年2月中旬～3月15日(金)

後期合格者 2024年3月22日(金)～3月27日(水)

- ※ 追加合格等のやむを得ない事情で上記期日までに申込ができない場合は、三重大学生協 翠陵店トラベル・キャリアカウンタ (TEL 059-236-1080) までご相談ください。
- ※ 振替払込請求書兼受領証を貼付した受験票 (※1) は、「TOEIC® Listening & Reading IP テスト」が終わるまでなくさないよう、大切に保管してください。

※1 ゆうちょ銀行で払込後に交付される振替払込請求書兼受領証を受験票の所定の位置に貼付されたものを確認することで支払いの確認をします。必ず支払い、持参してください。

TOEIC IP テスト受験料等の支払いについて

TOEIC IP テストの運営管理、実施を三重大学生生活協同組合に委託しています。
そのため、**受験料の納入先は三重大学生生活協同組合**となっています。

受験料の納入は、**ゆうちょ銀行（郵便局）備え付けの「払込取扱票」（青色：料金払込人負担となります）**に以下のとおり記入し、**ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口またはATMから振り込んでください。**

- 「**青字**」の箇所は記入例のままご記入ください。
- 「**赤字**」の箇所は記入例にしたがって入学者の情報をご記入ください。
特に金額欄は所属によって異なります。※1
所属をご確認の上、金額をご記入ください。

※1 金額欄は所属により異なります。
人文学部・教育学部英語教育コース・工学部・生物資源学部 12,795 円
（ALC NetAcadmyNEXT 利用料含む）
教育学部（英語教育コース以外）・医学部 4,500 円

入学者の学部／学科・課程／コース／専攻
入学試験時の受験番号

入学者の住所・入学者氏名・入学者氏名フリガナ
電話番号を記入してください。
（自宅・一人暮らし先どちらでも可）

口座記号番号：00830-5-40170
加入者名：三重大学生生活協同組合 を記入してください

記入例

口座記号		口座番号（右記）		金額									
千	百	十	万	千	百	十	円						
0	0	8	3	0	5	4	0	1	7	0			
金額				または				1		2	7	9	5
金額				または				4		5	0	0	
加入者名 三重大学生生活協同組合													
金額 12795 または 4500													
お名前 生協 太郎													
フリガナ セイキョウ タロウ													
住所 514-8507 三重県津市栗真町屋町1577 メゾンコープ201号室													
電話番号 090 0000 0000													

口座記号		口座番号（右記）		金額									
千	百	十	万	千	百	十	円						
0	0	8	3	0	5	4	0	1	7	0			
金額				または				1		2	7	9	5
金額				または				4		5	0	0	
加入者名 三重大学生生活協同組合													
金額 12795 または 4500													
お名前 生協 太郎													
フリガナ セイキョウ タロウ													
住所 514-8507 三重県津市栗真町屋町1577 メゾンコープ201号室													
電話番号 090 0000 0000													

- 払込後お手元に戻ってきた振替払込請求書兼受領証は次項の「三重大学 TOEIC IP テスト 受験票」の所定の位置に貼付し TOEIC IP テスト当日に持参してください。

三重大学 TOEIC IP テスト 受験票

<この受験票は試験当日（2024年4月、7月）、必ず持参すること>

再発行する場合は、再発行手数料 1,000 円が必要です

【第一回】プレースメント（習熟度別クラス編成用）IP テスト 全学部
2024年4月6日（土）人文学部 **8:45 集合** / 生物資源学部 **14:10 集合**
2024年4月7日（日）教育学部・医学部 **8:45 集合** / 工学部 **14:10 集合**
【第二回】2024年度前期末（「英語 I TOEIC」単位認定用）IP テスト
人文学部・教育学部英語教育コース・工学部・生物資源学部
2024年7月27日（土）（詳細は掲示等によって案内します）
【集合場所】 三重大学共通教育校舎 3号館



払込済みの振替払込請求書兼受領証を貼付してください。
顔写真を貼付してください。
必要事項を各自記入し、テスト当日に持参してください。

顔写真を貼付
してください
正面、無帽
横 3 cm 縦 4 cm

払込済みの振替払込請求
書兼受領書をここに貼付
すること

学部	
学科 コース 専攻	
学籍番号 ※学生証等で 確認すること	
本学入学 試験時の 受験番号	
フリガナ	
氏名	

※当日の持ち物

三重大学 TOEIC IP テスト受験票

筆記用具（HBの黒鉛筆、消しゴム）

腕時計（携帯電話やウェアラブル端末不可）

学生証（※）

※4月受験時は交付された場合は持参すること、7月受験時は必須

学生保険の案内

大学における正課・課外の活動には、様々なリスクが伴います。正課中に自らが災害に遭った場合、あるいは課外での研修中に器物を損壊してしまった場合などに備えて、学生保険が存在しています。教育研究を円滑に進めていくために保険加入は極めて重要なものとなっていますが、本学では2019年度入学生よりインターンシップが卒業要件化されたことから、保険への加入は必須条件となりました。

そこで、以下に示す「学生教育研究災害傷害保険」（略称「学研災」）及び「学生教育研究賠償責任保険」（略称「学研賠」，医学部は「医学賠」）に加入してください。なお、次項で紹介する「任意加入保障Ⅰ」の大学生協の「学生総合共済」・「学生賠償責任保険」に加入している場合は、必ずしも「学研災」・「学研賠」に加入しなくても結構です（補償範囲が若干異なるため、両方に加入しても構いません）。

ただし、下記の学部学科の入学生については、次のとおりとなりますので、ご注意ください。

- ・人文学部文化学科生で、教員免許取得を希望する若しくは学芸員資格取得を希望する者は、学研災・学研賠に必ず加入してください。
- ・教育学部生及び生物資源学部生は、各学部からのお知らせに従って下さい。
- ・医学部生は、実習中の針刺し・切創等事故の感染症に対処するため、学研災・医学賠に必ず加入してください。
- ・工学部生は、学研災・学研賠に必ず加入してください。

1. 学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)

学生教育研究賠償責任保険(略称「学研賠」，医学部は「医学賠」)

なお、この保険制度については、入学後「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を配付しますので、詳しくはそちらを参照してください。

(1) 加入方法

入学手続案内に同封の「払込用紙」（青い払込取扱票です。）に学部学科及び氏名等を記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で保険料を払い込んでください。

学研災と学研賠・医学賠の保険料

	人文学部・教育学部・工学部・生物資源学部		
	学研災	学研賠	合計
2年間（3年次編入生）	1,750円	680円	2,430円
4年間	3,300円	1,360円	4,660円

	医学部看護学科			医学部医学科		
	学研災	医学賠	合計	学研災	医学賠	合計
2年間（3年次編入生）	1,790円	1,000円	2,790円	/		
4年間	3,370円	2,000円	5,370円			
6年間						

- * 郵送した入学手続案内に同封の払込取扱票の金額は、学研災と学研賠（医学賠）の合計金額を記入していますので、金額を訂正せずにお振り込みください。

(2) 保険の概要

■ 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

この保険は、大学における学生の教育研究活動（正課・学校行事・課外活動・通学）中に生じた、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金が支払われる制度です。

① 保険期間

払い込みを3月31日までにを行った場合は4月1日から、4月1日以降に払い込みを行った場合は、翌日の午前零時から始まり、所定の卒業年次の3月31日までが保険期間となります。

② 保険金の種類と金額

保険が支払われる場合	死亡保険金	後遺傷害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中，学校行事中	2,000万円	120万円～3,000万円 (その程度に応じて)	3千円～30万円 治療日数1日から	1日につき 4,000円 (180日程度)
通学中 学校施設等相互間の移動中 学校施設内にいる間	1,000万円	60万円～1,500万円 (その程度に応じて)	6千円～30万円 治療日数4日以上	
課外活動中	1,000万円	60万円～1,500万円 (その程度に応じて)	3万円～30万円 治療日数14日以上	

③ 保険金が支払われる範囲

正課中	講義，実験，実習，演習又は実技による授業を受けている間。
学校行事中	大学が主催する入学式，オリエンテーション，卒業式など教育活動の一環としての各種行事に参加している間。
上記以外で学校施設内にいる間	大学が教育活動（課外活動（クラブ活動）を行っている間以外）のために所有，使用又は管理している施設内にいる間。 ただし，寄宿舍にいる間を除きます。
課外活動中	大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。
通学中及び学校施設等移動中	大学の授業等，学校行事又は課外活動へ参加するため，合理的な経路及び方法により住居と学校施設等との間を往復する間，又は学校施設等間を相互に移動する間。 ただし，当該行為の途中逸脱，又は中断の間及びその後を除きます。

注1) 保険証券は各人に発行しないので、払い込みの際にゆうちょ銀行又は郵便局から受け取る保険料の受領証を大切に保管してください。

注2) この保険の対象となる事故が生じた時は、ただちに学務部学生支援チーム（保険担当）に申し出て、窓口に備えつけの事故通知ハガキで、事故の日から30日以内に保険会社に事故の報告をしてください。その後、ケガ等が治癒してから保険金の請求手続きを行ってください。

■学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

この保険は、学生が正課、学校行事、インターンシップ、介護体験活動、教育実習及び保育実習並びに課外活動として行われるインターンシップ又はボランティアの活動中及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被った損害賠償金に対し、支払限度額の範囲内で保険金が支払われる制度です。

① 保険期間

学研災と同様です。

② 保険金の種類と金額

対人賠償と対物賠償を合わせて1事故1億円限度（免責金額0円）

■医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）

学研災補償範囲中に臨床実習、看護実習等の医療機関実習を含めた補償も行います。医学部医学科及び看護学科の学生を対象とした保険です。

保険期間と補償内容については、学研賠と同様です。

【問い合わせ先】

電話 059-231-5371 学生支援チーム

2 任意加入保障等の案内（2種類）

「学研災」と「学研賠」は、大学施設外での活動や病気等の日常生活全般をカバーするものではありません（保険対象となる活動範囲は、「学研災」は通学中・学外実習中・クラブ活動中であり、「学研賠」は通学中・学外実習中です）。リスクに備え、選択肢として次の2つの制度をご紹介します。

任意加入保障Ⅰ

全国の大学生協が協同で運営

大学生協の「学生総合共済」・「学生賠償責任保険」

（全国大学生協共済生活協同組合連合会・日本コープ共済生活協同組合連合会）・（株）大学生協保険サービス

【問い合わせ先】

電話0120-431-103 三重大学生生活協同組合（三重大学内）

通常ダイヤル059-231-1103

任意加入保障Ⅱ

公益財団法人日本国際教育支援協会が実施

「学研災付帯学生生活総合保険」（略称「付帯学総」）

ただし、学研災に加入していなければ、加入することはできません。

【問い合わせ先】

電話0120-811-806 学研災付帯学生生活総合保険相談デスク

付帯学総の詳細 <https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/>

各保険制度への加入・申込みはご自身で判断していただき、問い合わせならびに加入手続きは、それぞれの窓口へお願いします。

大学生協がおすすめする「学生総合共済」・「学生賠償責任保険」

～正課・実習中はもちろん日常生活のリスクも保障～

大学生活における基本的な保障として、三重大学生協同組合（三重大学生協）が取り扱っている「学生総合共済」「学生賠償責任保険」を案内します。なお、加入するには三重大学生協の組合員になること（生協加入）が必要です。

三重大学生協、組合員について

- 三重大学の学生・院生・教職員が出資金（48口24,000円・留学生は6口3,000円）を出し合って組合員になり、利用する福利厚生組織です。
- 学内にある食堂・購買・書籍・旅行・資格取得支援・住まいの斡旋・共済・保険などの店舗やサービスが利用できます。
- 出資金は定款の定めに基づき、卒業時に返還されます。
- 大学院に入学される方で学部生のときに三重大学生協に加入されていた方は、改めて生協加入手続きは不要です。

「学生総合共済」は、正課中・正課外、国内外を問わず、24時間保障されます。入院は病気・ケガを問わず1日目から、ケガによる通院も1日目から保障されます。手術保障やこころの病に対する保障もあります。

「学生賠償責任保険」は、共済では保障されない他人への賠償責任が生じた事故が保障対象です。日常生活以外にも正課の講義、行事、実習やインターンシップ中などでの賠償責任が生じた場合に保障されます。そのほか臨床実習や看護実習などの医療関連実習中での加入者本人の針刺し事故に伴う感染予防措置・治療・検査費用についても保障されます。

また、マンション・アパート・寮など一人暮らしをする方は「一人暮らし特約あり」を選ぶことで、貸主への賠償責任や家財の損害、盗難等に備えることができます。

詳しい内容は下のリンクよりご確認ください。

大学生協組合員

<https://www.univcoop-tokai.jp/mucoop/fresh/index.html>



学生総合共済・学生賠償責任保険

<https://kyosai.univcoop.or.jp/guidance/index.html>



これらについてのお問い合わせは、大学内の三重大学生協組合員センターで受付しています。

大学生協 組合員センター 新学期加入サポートダイヤル

TEL.0120-431-103（平日 10:00～17:00）

学生総合共済・学生賠償責任保険など

いいね! と言われる **7** つの特長 **プラス1**

- 1 学生生活にあった保障内容**
学生総合共済 学生賠償責任保険
学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)
 - ケガによる通院1日目から保障 ●病気もケガも入院1日目から360日分まで保障 学生総合共済
 - 個人賠償責任保険は、1事故最高3億円まで保障 学生賠償責任保険
 - 示談交渉サービス付(国内のみ) 学生賠償責任保険
 - 住まいの火災など一人暮らしのリスクにそなえる保障 学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)

- 2 24時間365日、国内・海外を問わず保障**
学生総合共済
 - 通学中、アルバイト中 ●留学中や就活中、インターンシップ中も
 - 海外での病気や事故、スポーツ事故でも

- 3 “学生どうしのたすけあい”
お手頃な掛金で充実した保障** 学生総合共済
 - 学生総合共済 1ヵ月あたり **1,200円** 1日あたり **約40円**

- 4 扶養者のもしもの時でも学業継続をバックアップ** 学生総合共済 就学費用保障保険
 - 扶養者がもしもの時でも学業の継続をささえます
 - 扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害など 学生総合共済
 - 卒業予定年まで学資費用(実費)を支援します 就学費用保障保険

- 5 学内で共済・保険の相談ができる**
学生総合共済
 - 共済・保険の相談はあなたの大学の生協窓口で
 - ※インターカレッジコープで加入された方はお電話で手続きできます。

- 6 病気やケガをしないための予防活動**
 - 食生活相談、栄養相談 ●自転車事故防止活動
 - 「イッキ飲み、アルハラ防止」キャンペーン など

- 7 学生生活無料健康相談テレホン**
学生総合共済
 - 学生総合共済加入者とその保護者の方が24時間365日、からだところの健康や一人暮らしに関する悩みや不安等についてご相談いただけます。

- 新社会人コースで卒業後も安心がつづく** 学生総合共済
 - 卒業後は健康状態にかかわらず新社会人コースへ継続可能なので安心
 - 詳しくはホームページをご覧ください。
 - <https://kyosai.univcoop.or.jp/>

保障選びのポイント

	チェック項目	学生総合共済・学生賠償責任保険	現在加入されている保険等
自分に対する保障	正課中・正課外、国内海外を問わず、24時間365日ケガや病気は保障されますか?	保障される	される ・ されない
	病気やケガによる入院の日額保障はいくらですか?	10,000円	円
	入院は何日目から何日分保障されますか?	1日目～360日分まで	日目～ 日まで
	うつ病など ところの病による入院も保障されますか?	保障あり	あり ・ なし
	アルバイトや旅行・留学(国内外)中も保障されますか?	保障あり	あり ・ なし
	学業継続のために扶養者の方が一に備えた保障はありますか?	扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害 500万円	あり ・ なし
	学内に給付申請窓口や相談コーナーがありますか?	生協の窓口あり	
他人に対する保障	以下の事例は保障の対象になりますか?		
	自転車通学中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊した。	保障あり	あり ・ なし
	教育実習中に生徒にケガをさせた。	保障あり	あり ・ なし
	インターンシップ中やアルバイト先で備品を破損させた。	保障あり	あり ・ なし
学生本人が加害者になった時の示談交渉サービスはありますか?	示談交渉サービス付	あり ・ なし	

学生総合共済は、他の保険・共済から保険金・共済金が支払われた場合でも

共済金の請求手続きはできます。

📌 医学部に入学されるみなさまはコチラもご覧ください

掛金・保険料

通学方法	CO・OP 学生総合共済 G1200 コース (1年間の掛金)	学生賠償責任保険		合 計
		一人暮らし 特約なし 19H (1年間の保険料)	一人暮らし 特約あり 19HK (1年間の保険料)	
実家から通学	14,400 円	1,800 円	－	16,200 円
一人暮らし	14,400 円	－	8,500 円	22,900 円

学生賠償責任保険は通学方法により 19H（一人暮らし特約なし）か 19HK（一人暮らし特約あり）のどちらかを選択ください。

- 学生総合共済は、学生組合員で発効日の年齢が満 34 歳以下の方が加入することができます。
- 学生賠償責任保険は、大学生協の学生組合員が加入できます。
掛金・保険料は、1年間の金額です。契約時に口座振替登録を行い、2年目からは登録された口座から振替となり、卒業予定年まで自動継続になります。
- 留学生・扶養を受けない方は学生総合共済の掛金・保障内容が異なります。
三重大学生協組合員センター（TEL.0120-431-103）にお問い合わせください。
- 入学を辞退された場合には三重大学生協出資金、共済掛金、保険料などは全額返金されます。

▶生協・共済加入手続きはコチラから

▶加入手続きマニュアル



生協加入手続き期日

学校推薦型選抜（12月合格発表）の方……………	2月 9日（金）
学校推薦型選抜・総合型選抜（2月合格発表）の方……	2月 29日（木）
前期日程合格の方……………	3月 18日（月）
後期日程合格・編入・大学院の方……………	3月 28日（木）

▶学部新入生必携化対応パソコン・教材の申込みはコチラから



Webでの加入手続きがうまくできない場合は
大学生協 組合員センター 新学期加入サポートダイヤル までお問い合わせください。
TEL.0120-431-103（平日 10:00～17:00）

保護者の皆様は必ずご確認ください。

三重大学からの重要なお知らせです。

三重大学

学生のための総合保険



学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)のご案内

拝啓 時下益々清祥のこととお慶び申し上げます。この度、お子様の合格を心よりお祝い申し上げます。

さて、本学では、学校の正課中、学校行事中、課外活動中(学校に届けたものに限る。)及び学校施設内における休憩中に発生したケガに備え、(公財)日本国際教育支援協会の『学生教育研究災害傷害保険』(略称「学研災」)をご用意しています。ただ、この制度は学校施設外での活動、日常の学生生活全体をカバーするものではありません。

一方、学生の活動範囲は学内のみならず、学外への広がりと同様化を呈しております。そこで本学では、学生生活全般に対応できる補償制度として、『学研災付帯学生生活総合保険』(略称「付帯学総」)を強く推奨しております。「付帯学総」は「学研災」では補償されない学内外におけるケガや病気※の治療費用実費(健康保険等の自己負担部分)を補償する他、加害事故時の賠償責任補償(アルバイト中・部活動中を含む)等、学生生活を24時間総合的に補償する内容※※となっております。さらに、学生の皆様が賠償事故を起こした場合でも、保険会社が示談代行を行うことができる「示談交渉サービス」が付帯されております。また、全国団体の割引適用により加入頂きやすくなっております。加えて、昨今話題となっている病院へ出向かずにTELにて24時間緊急医療相談が受けられるなどの無料サービス、メディカルアシストのご提供もしております。

本学におきましても、インフルエンザの流行、学生の疾病入通院、部活動中の不慮の事故等が発生しております。より安心して学生生活をお送り頂くためにも、趣旨をご理解賜り、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症の疑いで通院した場合も治療費(3割自己負担分)をお支払いした例もあります。
 ※※正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故における死亡・後遺障害については本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

敬具

三重大学

学生生活(学内外)を安心して過ごすために

部活・サークルをはじめめる

自転車通学をはじめめる

自転車条例にも
対応!

下宿生活をはじめめる

アルバイト・インターンシップをはじめめる

風邪をひいた時、
たった1日の通院でも補償!

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心!

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

学研災※にご加入される方だけが加入できる学生保険です。

※学生教育研究災害傷害保険

申込締切:

2024年3月29日(金)

※必ず締切日までにお振込みください。

- 2024年4月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は、振込日翌日からの補償開始となります。
- 2024年4月30日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。(Webサイトで保険料をご確認できない場合は、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 退学等の場合には解約手続きが必要となります。残期間に応じて保険料を返金しますので、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

約26円~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

申込は
WEBで
簡単3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0027200>

◆保険金のご請求は、Web(右のQRコード)をご利用ください。



お問い合わせ先

(手続方法・保険内容等)

学生生活総合保険相談デスク

<Web> 「TAC ふたいがくそう」で検索 → 大学生の保険 (付帯学総)
<https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/>

<電話> ☎ 0120-811-806 受付(土日祝日を除く 9:30~17:00まで)
 IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ!



学生生活には こんなリスクが！

付帯学総がお子様の“万が一”を手厚くサポートいたします。

付帯学総とは

補償内容

補償内容・プラン

部活・サークル活動をはじめて…

【事故事例】
 運動部の練習中、足元がすべってしまい、ひざをけがしてしまった。
 14日間の通院をして、治療費に**99,850円**かかってしまった。

学研災に加入しているので、今回のケースでは**3万円の補償**がされた

付帯学総に加入していれば治療費として**99,850円**の保険金をお支払い

※記載の例は治療費実費タイプの場合の例であり、それ以外の補償タイプの場合は支払金額が異なる可能性があります。
 ※高額療養費等の給付がある場合は、その額を差し引くものとします。詳細は「補償の概要等」をご覧ください。

自転車通学をはじめて…

【事故事例】
 うっかり寝坊をしてしまい、急いで自転車通学をしていたら曲がり角で歩行者にぶつかってしまった。
 幸い、命に別状はなかったが**440万円**の賠償金を払うことになった。

学研災に加入しているが、今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば賠償金として**440万円**の保険金をお支払い

下宿生活をはじめて…

【事故事例】
 初めての下宿生活、洗濯機を回したまま外出した際に排水ホースが外れて床全面に水漏れしてしまった。
 修繕費用として**30万円**かかってしまった。

学研災に加入しているが、今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い

※借家人賠償責任補償タイプに加入している場合

アルバイト・インターンシップをはじめて…

【事故事例】
 アルバイト先の飲食店で、油が入った鉄板から油が飛んできてやけどを負ってしまった。
 治療費用として**4万円**かかってしまった。

学研災に加入しているが、今回のケースは**補償されない**

付帯学総に加入していれば治療費用として**4万円**の保険金をお支払い

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

*学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

そんな付帯学総が1日あたりに換算すると約**26円**~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

WEBから簡単にご加入

https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0027200



まずは詳しい補償項目をみてみよう！

付帯学総は、お子様の“万が一”を手厚くお守りします。

治療費用の補償

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

年齢	1	2	3	4	5
補償額	0円	0円	4,380円	0円	0円

お子様が風邪をひいてしまったとき、たった1日の通院から補償

保護者の方の
90.5%
が安心!



保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
...お支払い保険金 **3,860**円
治療費用（ケガ）：部活動中、右足親指を強打し負傷
...お支払い保険金 **12,220**円

無料付帯 メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい
医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの...
緊急医療相談

※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。



個人賠償責任

自転車通学での事故時、高額になりやすい賠償金も補償

自転車条例にも対応



もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

保護者の方の
92.5%
が安心!



※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

育英・学資費用

扶養者の方に万が一があったとき、お子様のご卒業までの授業料を補償

保護者の方の
88.5%
が安心!



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
※扶養者の指定：扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

お子様が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い
扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償
扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

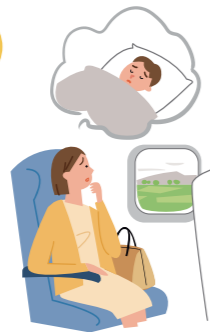
※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

(*1) 付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果(2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先: マクロミル)

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救援者費用等

お子様の急な入院に駆け付けたいときも



※3日以上入院が補償対象となります。

借家人賠償責任

下宿をするお子様が、借家を傷つけてしまっても



生活用動産

下宿を狙われ盗難被害にあっても



免責金額：1事故5,000円

死亡・後遺障害

お子様に万が一があったときも



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

申込はこちら！
簡単
3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0027200>

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で行中、歩行者にぶつかってケガをさせたとき。
国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(*)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(*) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^(*)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(*) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用^(*)(*)^(*)

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

ケガ・病気で国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(*)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。)

(*) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(*) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2024/4/15 のケース
60日を経過した日：2024/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2024/6/30
2024/4/15～2024/6/30の治療がお支払対象

(*) 3 保険期間の開始前日に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(*) 4 自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。

4 救援者費用等

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 育英・学資費用^(*)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金(ケガ)

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガ・病気)

お支払対象期間中^(*)に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(*) 1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(*) 2 お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



6 生活用動産

下宿限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。



7 借家人賠償責任

下宿限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。



《ご加入プランのご案内》

30% 割引

1日あたりに換算すると約 26円～

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

ご加入タイプ	自宅から通学の学生 下宿の方もご加入いただくことが可能です。			下宿の学生		
	1 個人賠償責任 ^(*)	2 死亡・後遺障害 ^(*) ケガ	3 入院・通院 ^(*) ケガ	4 救済者費用等	5 育英費用 ^(*) ケガ	6 学資費用 ^(*) ケガ
1	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
3	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
4	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
5	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
6	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
7	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円

保険料(卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償					
	天災危険補償特約あり	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ
2028年3月卒業予定者(4年間分保険料)	56,610円	41,220円	36,790円	64,190円	48,800円	44,370円
2027年3月卒業予定者(3年間分保険料)	40,210円	31,260円	28,300円	46,040円	37,090円	34,130円
2026年3月卒業予定者(2年間分保険料)	25,670円	21,560円	19,800円	29,750円	25,640円	23,880円
2025年3月卒業予定者(1年間分保険料)	13,190円	12,120円	11,310円	15,530円	14,460円	13,650円

- (*) 1 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (*) 2 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (*) 3 お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (*) 4 独立生計の学生はお選びいただけません。C・Fタイプをお選びください。
- (*) 5 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次^(*)までの期間です。
- (*) 6 下宿の学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。
- (*) 7 お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間	卒業予定年次 ^(*) に応じて	
4年間	2028年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2027年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2026年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間	2025年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2025年4月1日(午後4時)まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率【30%】が適用されています。詳細については学生生活総合保険相談デスクまでお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)

【自動車運転者】【建設作業員】【農林業作業員】【漁業作業員】【採鉱・採石作業員】【木・竹・草・つる製品製造作業員】(以上6職種)

付帯学総 Q&A

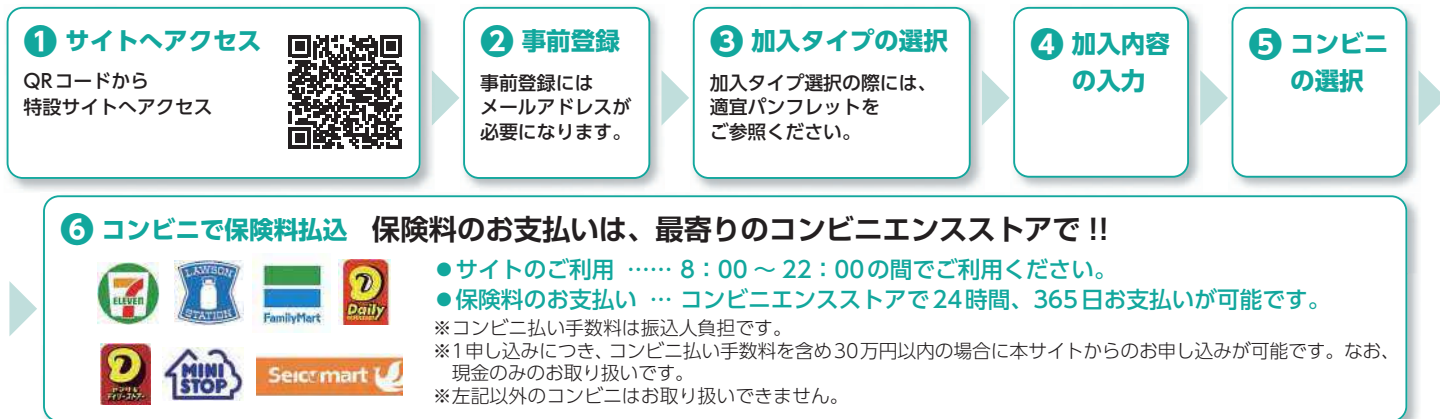
Q 入学時は自宅通学だが、途中から下宿を予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。下宿を始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

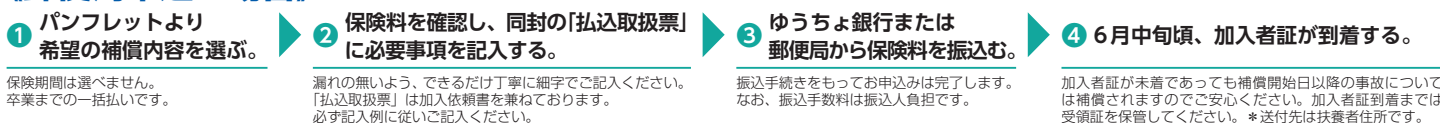
A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。



※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。
※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

《郵便局申込の場合》※ Web加入が出来ない場合⇒郵便局でのお申込み



※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合（新規申込・変更）、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻保険料<振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご容赦ください。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、学生生活総合保険相談デスクまでご連絡ください。）。

保険金を請求するときは

- 1 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 3 ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 4 ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- 5 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、学生生活総合保険相談デスクまでお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。
この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先	東京海上日動あんしんコンサルティング(株)内 学生生活総合保険相談デスク	☎ 0120-811-806 受付時間 9:30 ~ 17:00 (土日祝日を除く) IP 電話からは 03-6629-5258 をご利用ください。 〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階	
(取扱幹事代理店)	(有)国大協サービス	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町一丁目 41 番地 神保町 SFI 9 階 (TEL 03-5283-0051)	
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 三重支店津支社	〒514-0028 三重県 津市 東丸之内 33-1 (TEL 059-224-0221 FAX 059-224-4275)	

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学務部学生支援チーム）までお問い合わせください。

2023年6月作成
23T-000513

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約(注1)	<p>死亡保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>後遺障害保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用員による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
医療費用補償特約(注2)・待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償)	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合</p> <p>▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。 ※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」*4) ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。) <p>*1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合は自己負担額から控除します。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 通院日数からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p> <p>*4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・薬物の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患*2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔瘻、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用員による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3 <p>*1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。</p> <p>*2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。</p> <p>*3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象となります。</p>
(B)・本人のみ補償特約(B)・+受託品等不担保特約	<p>国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。(代理監督義務者については、学生本人に關する事故に限りします。) <p>▶1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。</p> <p>※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方が国内で受託した財物(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊、盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項)なお、以下のものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車(ゴルフ・カートを含みます)・自転車、船舶等 ●サーフボード、ラジコン模型等 ●携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ●コンタクトレンズ、眼鏡等 ●手形その他の有価証券等 ●クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ●商品・製品や設備・什器(じゅうき) ●動物、植物等の生物 ●乗車券、通貨等 ●貴金属、宝石、美術品等 <p>*2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p> <p>*3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。) ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2*3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p><受託品に係る賠償責任補償条項のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等の損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。</p> <p>*3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。</p> <p>*4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。</p>

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
 *1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
 ①学校の正課中および学校行事に参加している間
 ②学校の施設(寄宿舎を除きます。)内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
 ③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶発性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 *3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。
 (注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約(医療費用補償)がセットされる場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
加補償の特約(救済者費用等補償の特約+疾病等追加補償の特約)	<p>国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき(ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限り。) <p>等</p> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による入院*1 <p>等</p> <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>
育英費用補償の特約	<p>扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合</p> <p>▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>
学業費用補償の特約	<p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 <p>等</p> <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。</p>
疾病による学業費用補償の特約	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 <p>等</p> <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。</p>
住宅内生活用財産特約(注3)	<p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能等を有するタブレット端末、コンパクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうそ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財</p> <p>等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 <p>等</p>
借家人賠償責任補償の特約(借家人賠償責任補償の特約の一部変更に関する特約)	<p>国内における借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は弊社では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。</p> <p>※借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(学生本人の親族)に限り。も保険の対象となる方に含まず(学生本人に関する事故に限り。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p>等</p>

(注3) 新価保険特約(住宅内生活用財産用)がセットされています。

このパンフレットは総合生活保険(子ども総合補償)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明] **契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項 **注意喚起情報** ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆: 告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}
- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{*2}

★: 告知事項

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
 - 他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容
- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいていたから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(こども総合補償)において、保険の対象となる方からの申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標準等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

- *1 法律上の配偶者に限りません。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

△ 払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の＜個人情報の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社がご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

△ ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

△ ●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がおお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でおお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険期間
- 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。

万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありまして、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

- 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
- お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別 B に該当する方」に該当しないことをご確認くださいませましたか？

なお、「職種級別 B に該当する方」に該当した場合は保険料が異

なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）

(*1) 各区分（職種級別 A または B）に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種級別 A に該当する方：

下記の職種級別 B に該当しない方

○職種級別 B に該当する方：

アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、
「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」

加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2023年6月作成 23T-000513

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

払込取扱票の記入方法

本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となることがございます。また**全ての項目が必須項目**ですので、記入もれないようご確認をお願いします。訂正の場合は—で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

付帯学総専用 払込取扱票

付帯学総専用の振込用紙です。学研災（学生教育研究災害傷害保険）の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。

2024年度用 付帯学総専用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

⑥ 学生の卒業予定年参考 ⑨ 学生の生年月日欄参考

卒業まで (この保険は卒業までの期間一括加入です。)	卒業予定	平成12年	2000年
4年間	2028年 3月	平成13年	2001年
3年間	2027年 3月	平成14年	2002年
2年間	2026年 3月	平成15年	2003年
1年間	2025年 3月	平成16年	2004年
		平成17年	2005年
		平成18年	2006年

00 東京		払込取扱票									
口座記号番号										金額	
001100										千 百 十 万 千 百 十 円	
298307										③ 56610	
学総口 (財) 日本国際教育支援協会										備考	
2024 ※〒 100-0000 ※扶養者の電話番号 03-0000-XXXX ※学研災への加入										④ 未加入	
扶養者 (払込人) ※住所 東京都千代田区丸の内1-2-1										⑤	
① フリガナ ニホン タロウ										② 加入タイプ A	
② 氏名 日本 太郎										③ 加入期間 2024年4月入学	
⑦ 学部学科 00272-00 三重大学										⑧ 加入日 2028年3月卒業	
⑧ フリガナ ニホン ハナコ										⑨ 加入日 2028年3月卒業	
⑨ 氏名 日本 花子										⑩ 加入日 2028年3月卒業	
⑩ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										⑪ 加入日 2028年3月卒業	
⑪ フリガナ ニホン ハナコ										⑫ 加入日 2028年3月卒業	
⑫ 氏名 日本 花子										⑬ 加入日 2028年3月卒業	
⑬ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										⑭ 加入日 2028年3月卒業	
⑭ フリガナ ニホン ハナコ										⑮ 加入日 2028年3月卒業	
⑮ 氏名 日本 花子										⑯ 加入日 2028年3月卒業	
⑯ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										⑰ 加入日 2028年3月卒業	
⑰ フリガナ ニホン ハナコ										⑱ 加入日 2028年3月卒業	
⑱ 氏名 日本 花子										⑲ 加入日 2028年3月卒業	
⑲ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										⑳ 加入日 2028年3月卒業	
⑳ フリガナ ニホン ハナコ										㉑ 加入日 2028年3月卒業	
㉑ 氏名 日本 花子										㉒ 加入日 2028年3月卒業	
㉒ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㉓ 加入日 2028年3月卒業	
㉓ フリガナ ニホン ハナコ										㉔ 加入日 2028年3月卒業	
㉔ 氏名 日本 花子										㉕ 加入日 2028年3月卒業	
㉕ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㉖ 加入日 2028年3月卒業	
㉖ フリガナ ニホン ハナコ										㉗ 加入日 2028年3月卒業	
㉗ 氏名 日本 花子										㉘ 加入日 2028年3月卒業	
㉘ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㉙ 加入日 2028年3月卒業	
㉙ フリガナ ニホン ハナコ										㉚ 加入日 2028年3月卒業	
㉚ 氏名 日本 花子										㉛ 加入日 2028年3月卒業	
㉛ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㉜ 加入日 2028年3月卒業	
㉜ フリガナ ニホン ハナコ										㉝ 加入日 2028年3月卒業	
㉝ 氏名 日本 花子										㉞ 加入日 2028年3月卒業	
㉞ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㉟ 加入日 2028年3月卒業	
㉟ フリガナ ニホン ハナコ										㊱ 加入日 2028年3月卒業	
㊱ 氏名 日本 花子										㊲ 加入日 2028年3月卒業	
㊲ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㊳ 加入日 2028年3月卒業	
㊳ フリガナ ニホン ハナコ										㊴ 加入日 2028年3月卒業	
㊴ 氏名 日本 花子										㊵ 加入日 2028年3月卒業	
㊵ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㊶ 加入日 2028年3月卒業	
㊶ フリガナ ニホン ハナコ										㊷ 加入日 2028年3月卒業	
㊷ 氏名 日本 花子										㊸ 加入日 2028年3月卒業	
㊸ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㊹ 加入日 2028年3月卒業	
㊹ フリガナ ニホン ハナコ										㊺ 加入日 2028年3月卒業	
㊺ 氏名 日本 花子										㊻ 加入日 2028年3月卒業	
㊻ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㊼ 加入日 2028年3月卒業	
㊼ フリガナ ニホン ハナコ										㊽ 加入日 2028年3月卒業	
㊽ 氏名 日本 花子										㊾ 加入日 2028年3月卒業	
㊾ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ 〇〇学部〇〇学科										㊿ 加入日 2028年3月卒業	
㊿ フリガナ ニホン ハナコ										㊿ 加入日 2028年3月卒業	
㊿ 氏名 日本 花子										㊿ 加入日 2028年3月卒業	

- ご署名ください。**
※扶養者欄のご署名は、原則として学生の親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、学生の生計を主に支えている方がしてください。(学生が成年に達している場合は、親権者でなくてもかまいません)。
▲払込取扱票の「扶養者 (払込人)」欄に署名された方が育英費用・学資費用補償の「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 必ずご記入ください。**
パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。
- 加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。**
※この保険は卒業までの期間一括加入ですのでご注意ください。

- 学研災 (学生教育研究災害傷害保険) に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。学研災のご加入に関しては、所属大学の担当窓口 (学務部学生支援チーム) までお問い合わせください。**
- 大学院生は専攻等をご記入ください。**
- 保険の対象となる方に適用される公的医療保険制度の名称をご記入ください (お手元の健康保険証をご確認ください)。**
組合管掌健康保険→**組合**
国民健康保険→**国民**
船員保険→**船員**
共済組合→**共済**
退職者医療制度→**退職**
全国健康保険協会管掌健康保険→**協会**
(旧政府管掌健康保険)
- 左上の和・西暦対照表を参考のうえ学生の生年月日を西暦でご記入ください。**
- 通学の拠点となるお住まいが自宅か下宿・寄宿舎等かをお答えください。**

WEB加入の場合は
この払込取扱票は使用できません。

加入者証は6月中旬頃を目処にお送りします。

2023年6月作成 23T-000513

払込取扱票

00 東京		払込取扱票									
口座記号番号										金額	
001100										千 百 十 万 千 百 十 円	
298307											
学総口 (財) 日本国際教育支援協会										備考	
2024 ※〒 - ※扶養者の電話番号 - ※学研災への加入										④ 未加入	
扶養者 (払込人) ※住所										⑤	
① フリガナ										② 加入タイプ	
② 氏名										③ 加入期間	
⑦ 学部学科										⑧ 加入日	
⑧ フリガナ										⑨ 加入日	
⑨ 氏名										⑩ 加入日	
⑩ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										⑪ 加入日	
⑪ フリガナ										⑫ 加入日	
⑫ 氏名										⑬ 加入日	
⑬ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										⑭ 加入日	
⑭ フリガナ										⑮ 加入日	
⑮ 氏名										⑯ 加入日	
⑯ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										⑰ 加入日	
⑰ フリガナ										⑱ 加入日	
⑱ 氏名										⑲ 加入日	
⑲ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										⑳ 加入日	
⑳ フリガナ										㉑ 加入日	
㉑ 氏名										㉒ 加入日	
㉒ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㉓ 加入日	
㉓ フリガナ										㉔ 加入日	
㉔ 氏名										㉕ 加入日	
㉕ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㉖ 加入日	
㉖ フリガナ										㉗ 加入日	
㉗ 氏名										㉘ 加入日	
㉘ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㉙ 加入日	
㉙ フリガナ										㉚ 加入日	
㉚ 氏名										㉛ 加入日	
㉛ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㉜ 加入日	
㉜ フリガナ										㉝ 加入日	
㉝ 氏名										㉞ 加入日	
㉞ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㉟ 加入日	
㉟ フリガナ										㊱ 加入日	
㊱ 氏名										㊲ 加入日	
㊲ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㊳ 加入日	
㊳ フリガナ										㊴ 加入日	
㊴ 氏名										㊵ 加入日	
㊵ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㊶ 加入日	
㊶ フリガナ										㊷ 加入日	
㊷ 氏名										㊸ 加入日	
㊸ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㊹ 加入日	
㊹ フリガナ										㊺ 加入日	
㊺ 氏名										㊻ 加入日	
㊻ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㊼ 加入日	
㊼ フリガナ										㊽ 加入日	
㊽ 氏名										㊾ 加入日	
㊾ 学生 (保険の対象となる方) ※学部のフリガナ										㊿ 加入日	
㊿ フリガナ										㊿ 加入日	
㊿ 氏名										㊿ 加入日	

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

00 東京		振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号										金額	
001100										千 百 十 万 千 百 十 円	
298307											
学総口 (財) 日本国際教育支援協会										備考	
おなまえ										様	
ご依頼人										日 附 印	
料 金										円	
備 考											

※この払込取扱票は付帯学総専用です。学研災の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。
※本受領証は加入者証がお手元に届くまで大切に保管ください。
※加入者証は6月中旬を目処にお送りします。

←ご依頼人のおなまえは扶養者欄の氏名と同一のものを
ご記入ください。

この受領証は、大切に保管してください。

<個人情報取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会……<http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動………www.tokiomarine-nichido.co.jp

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただけます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめご了承ください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



<ご加入時の同意内容について>

私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
 - ②重要事項説明書の内容
 - ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- *保険の対象となる方をいいます。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。



- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。
- *「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

付帯学総 保険金お支払い例【I】

*全国の大学での一例です

補償内容		事例	保険金お支払額
治療費用 (病気・ケガ) 健康保険等の自己負担分 (高額療養費・給付は 控除されます)	病気も通院1日目から補償		
	医師の処方箋に基づいた お薬代も補償		
	風邪をひいて1回受診した。		1,260円
	咳の症状で肺炎の疑いがあり、レントゲン検査をした。		4,840円
部活動中に靭帯を損傷し、入院・手術した。	114,860円		
大脳皮質下出血のため入院・手術した。	894,273円		
個人賠償責任 自転車条例 に対応 実習にも対応	示談交渉サービス付		
	自転車の事故も補償		
	自転車走行中に自動車と衝突。相手自動車の修理費用。		816,000円
	スキーをしていたら他人にぶつかり大けがを負わせた。		1,589,583円
救済者費用	急性胃腸炎で継続して3日以上入院し、両親が駆けつけた際の宿泊費と往復交通費。		116,150円
育英費用・ 学資費用	扶養者が交通事故で死亡した。		1,000,000円
	扶養者が登山中の事故で死亡し、大学の授業料等の費用を負担した。		1,190,000円
下宿限定	建物外への持ち出し家財も補償		
	生活用動産	ノートパソコンを誤って落として破損。	11,500円
		駅前の駐輪場で自転車が盗難にあった。	25,000円
	借家人賠償責任	火災・爆発等に加え、偶然な事故による破損も補償 下宿先の部屋の模様替え中、窓ガラスが家具に当たり破損。	Blocked 89,640円

東京海上日動

メディカルアシスト (各種医療相談サービス)

24時間
365日
受付



急に激しい頭痛!
どうしたらいいの?



現役の救急科の
専門医および
看護師が常駐!

困ったときはお電話一本!!

緊急医療相談

持病の腰痛が気になる。
良い治療法は
ないかな...



困ったときはお電話一本!!

予約制専門医相談

旅行先で急病!
履着りの病院を
知りたい!!



困ったときはお電話一本!!

医療機関案内

出張先で倒れ入院。
自宅近くの病院に
転院したい...



困ったときはお電話一本!!

転院・患者移送手配

検査結果を聞きに
行ったが、言葉が難しく
よくわからなかった。



困ったときはお電話一本!!

がん専用相談窓口

自動セット

※各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供いたします。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。

※このチラシは、学研付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

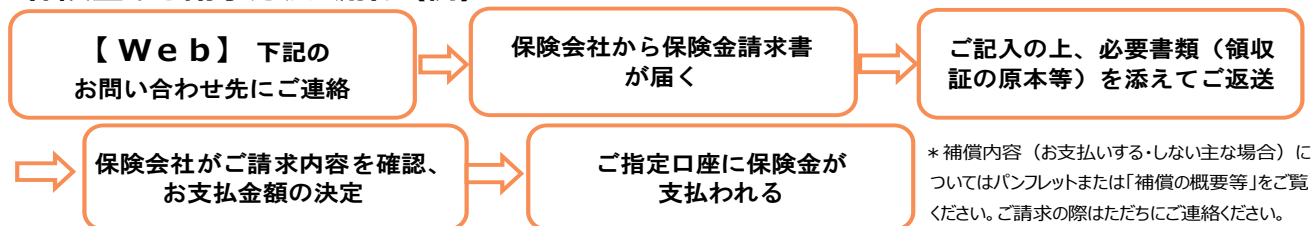
サービスの対象は、学生本人の治療費用実費(治療費用保険金)をお支払するタイプにご加入の方および保険の対象となる方、またはそれらの配偶者・ご親族に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
詳しくは、東京海上日動のホームページwww.tokiomarine-nichido.co.jpをご参照ください。

23T-000647 2023年6月作成

ご加入に関する Q & A

Q1	入学時は自宅通学ですが、途中から下宿を予定しています。どのタイプに加入すればいいですか？
A1	まずは卒業までの期間で自宅タイプにご加入ください。下宿を始める時にタイプ変更が可能です。
Q2	卒業後は、大学院に進学するつもりです。付帯学総は、大学院の分まで加入したらよいですか？
A2	現段階で大学院進学が未確定でしたら、大学院の分は含めず、在籍が確定している学部等の年数でお申込みください。
Q3	「他の保険契約」とは何を指しますか？
A3	例えば個人賠償責任保険等、この付帯学総と支払責任が同一の他の保険や共済契約に加入されている場合に、その保険会社名や保険種類をご記入ください。（記入できる範囲で構いません。）
Q4	パンフレットに添付の振込用紙以外に、申込書はありますか？
A4	ありません。払込取扱票で保険料をお支払いただけでお手続きは完了です。払込取扱票が加入依頼書を兼ねていますので、すべての項目に漏れなく分かりやすくご記入いただきますようお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、払込取扱票への記入は不要です。
Q5	中途加入は可能ですか？
A5	可能です。お振込翌日からの補償開始となります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、保険料が自動で表示されます。
Q6	途中で解約はできますか？
A6	できます。残期間に応じてご返金します。
Q7	加入者証はいつ頃届きますか？
A7	3月末までにお申込みいただいた場合、6月中旬頃までに届きます。より早くお届けできる場合もございます。 なお、加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。 加入者証の到着までは受領証（払込取扱票の半券）を保管してください。
Q8	入居するアパートの管理会社に保険加入の証明を提示する必要があるが、加入者証が未着の場合はどのようにしたらよいですか？
A8	Web加入サイトをご利用の場合、保険料お支払い後に届くメール（『加入手続完了のお知らせ』）を先方にご提示のうえ、加入者証は後日届くことをお伝えください。（Web加入サイトをご利用にならない場合は、保険料を払込後にお手元に残る受領証とパンフレットを先方にご提示ください。）
Q9	学生教育研究災害傷害保険（学研災）について問合せしたいのですが。
A9	各大学のご担当窓口にお問合せください。
Q10	入学前からの病気で治療中ですが、これも治療費用保険金の対象となりますか？
A10	保険始期時点で既に被っている病気やケガによる入院や通院は対象外となりますが、保険加入から一定期間を経過後は補償される場合もあります。詳しくはお問合せください。
Q11	新型コロナウイルス感染症の疑いがあり受診（通院）した場合も治療費は補償されますか？
A11	健康保険等の一部負担金があった場合は治療費用保険金の対象になります。

◆保険金のご請求方法・流れ（例）



<p>お問い合わせ先 (手続方法・保険内容等)</p> <p>学生生活総合保険相談デスク</p> <p><Web> 「TAC ふたいがくそう」で検索 → 大学生の保険（付帯学総）</p> <p>https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/</p> <p><電話> 0120-811-806 受付（土日祝日を除く 9:30～17:00まで）</p> <p style="font-size: small;">IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。</p>	<p>◆保険金のご請求は、Web（QRコードまたはURL）をご利用ください。</p>	
---	--	--

保護者の皆様は必ずご確認ください。

三重大学 医学部・大学院医学系研究科からの
重要なお知らせです。

三重大学 医学部・ 大学院医学系研究科 学生のための総合保険



学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)のご案内

拝啓 時下益々清祥のこととお慶び申し上げます。この度、お子様の合格を心よりお祝い申し上げます。

さて、本学では、学校の正課中、学校行事中、課外活動中(学校に届けたものに限る。)及び学校施設内における休憩中に発生したケガに備え、(公財)日本国際教育支援協会の『学生教育研究災害傷害保険』(略称「学研災」)をご用意しています。ただ、この制度は学校施設外での活動、日常の学生生活全体をカバーするものではありません。

一方、学生の活動範囲は学内のみならず、学外への広がりと同様化を呈しております。そこで本学では、学生生活全般に対応できる補償制度として、『学研災付帯学生生活総合保険』(略称「付帯学総」)を強く推奨しております。「付帯学総」は「学研災」では補償されない学内外におけるケガや病気※の治療費用実費(健康保険等の自己負担部分)を補償する他、加害事故時の賠償責任補償(アルバイト中・部活動中を含む)等、学生生活を24時間総合的に補償する内容※※となっております。さらに、学生の皆様が賠償事故を起こした場合でも、保険会社が示談代行を行うことができる「示談交渉サービス」が付帯されております。また、全国団体の割引適用により加入頂きやすくなっております。加えて、昨今話題となっている病院へ出向かずにTELにて24時間緊急医療相談が受けられるなどの無料サービス、メディカルアシストのご提供もしております。

本学におきましても、インフルエンザの流行、学生の疾病入通院、部活動中の不慮の事故等が発生しております。より安心して学生生活をお送り頂くためにも、趣旨をご理解賜り、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症の疑いで通院した場合も治療費(3割自己負担分)をお支払いした例もあります。
※※正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故における死亡・後遺障害については本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

敬具

三重大学

学生生活(学内外)を安心して過ごすために

部活・サークルをはじめ

自転車通学をはじめ

自転車条例にも
対応!

下宿生活をはじめ

実習がはじまる

医学関連学部
特化!

風邪をひいた時、
たった1日の通院でも補償!

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心!

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

学研災*にご加入される方だけが加入できる学生保険です。

*学生教育研究災害傷害保険

申込締切:

2024年3月29日(金)

※必ず締切日までにお振込みください。

- 2024年4月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は、振込日翌日からの補償開始となります。
- 2024年4月30日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。(Webサイトで保険料をご確認できない場合は、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 退学等の場合には解約手続きが必要となります。残期間に応じて保険料を返金しますので、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

約24円~

※Cタイプ(保険期間6年)の場合

申込は
WEBで
簡単3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0027201>

◆保険金のご請求は、Web
(右のQRコード)をご利用
ください。



お問い合わせ先

(手続方法・保険内容等)

学生生活総合保険相談デスク

<Web> 「TAC ふたいがくそう」で検索 → 大学生の保険 (付帯学総)
<https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/>

<電話> ☎ 0120-811-806 受付(土日祝日を除く 9:30~17:00まで)
IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ!



学生に
保険は必要？

学生生活には こんなリスクが！

付帯学総がお子様の“万が一”を手厚くサポートいたします。

部活・サークル活動をはじめて…

【事件事例】

運動部の練習中、足元がすべってしまい、ひざをけがしてしまった。
14日間の通院をして、治療費に**99,850円**かかってしまった。



学研災に加入しているので、今回のケースでは**3万円**の補償がされた

付帯学総に加入していれば治療費として**99,850円**の保険金をお支払い

※記載の例は治療費実費タイプの場合の例であり、それ以外の補償タイプの場合は支払金額が異なる可能性があります。
※高額療養費等の給付がある場合は、その額を差し引くものとします。詳細は「補償の概要等」をご覧ください。

自転車通学をはじめて…

【事件事例】

うっかり寝坊をしてしまい、急いで自転車通学をしていたら曲がり角で歩行者にぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが**440万円**の賠償金を払うことになった。



学研災に加入しているが、今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば賠償金として**440万円**の保険金をお支払い

下宿生活をはじめて…

【事件事例】

初めての下宿生活、洗濯機を回したまま外出した際に排水ホースが外れて床全面に水漏れしてしまった。
修繕費用として**30万円**かかってしまった。



学研災に加入しているが、今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い

※借家人賠償責任補償タイプに加入している場合

実習がはじまって…

【事件事例】

外科実習中に、針刺し事故を起こしてしまった。
救急科にて抗体検査を実施し、感染予防費用として**2万円**かかってしまった。



学研災（接触感染予防保険金支払特約）に加入していれば、**15,000円**のお支払い

付帯学総に加入していれば学研災（接触感染予防保険金支払特約）からの**15,000円**に加えて、感染予防費用として**2万円**の保険金をお支払い

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

*学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

そんな付帯学総が1日あたりに換算すると約**24円**~

※Cタイプ（保険期間6年）の場合

WEBから簡単にご加入



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0027201>



まずは詳しい補償項目をみてみよう！

付帯学総は、お子様の“万が一”を手厚くお守りします。

治療費用の補償

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

お子様が風邪をひいてしまったとき、たった1日の通院から補償

保護者の方の
90.5%
が安心!



保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
…お支払い保険金 **3,860円**

治療費用（ケガ）：部活動中、右足親指を強打し負傷
…お支払い保険金 **12,220円**

無料付帯 メディカルアシスト

24時間 365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの…

医療機関案内

緊急医療相談



※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布のご案内チラシに記載しています。

個人賠償責任

自転車通学での事故時、高額になりやすい賠償金も補償

自転車条例にも対応



もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

保護者の方の
92.5%
が安心!



育英・学資費用

扶養者の方に万が一があったとき、お子様のご卒業までの授業料を補償

保護者の方の
88.5%
が安心!



お子様が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い
扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償
扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。
※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

感染予防費用

医学関連学部の学生には加入をおすすめします

国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る接触感染等（針刺しに限らない）や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のため負担した費用を補償

医学関連学部の特化！



保険金お支払い例

感染予防費用：実習中に針刺し事故を起こし、抗体検査を受けた
…お支払保険金 **15,400円**

感染予防費用：実習中に患者の血液が目に入り、抗体検査を受けた

…お支払保険金 **48,700円**



他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救援者費用等

お子様の急な入院に駆け付けたいときも

※3日以上入院が補償対象となります。



借家人賠償責任

下宿をするお子様が、借家を傷つけてしまっても



生活用動産

下宿を狙われ盗難被害にあっても

免責金額：1事故5,000円



死亡・後遺障害

お子様に万が一があったときも

※地震もしくは噴火またはこれによる津波によるケガも補償対象となります。



申込はこちら！
簡単
3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0027201>

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で走行中、歩行者にぶつかったりケガをさせたとき。国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(*)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(*) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。

2 死亡・後遺障害^(*)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研費の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(*) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

3 治療費用^(*)(*)^(*)

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

ケガ・病気で国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(*)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除く。)

(*) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(*) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
初診日：2024/4/15 のケース
60日を経過した日：2024/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2024/6/30
2024/4/15～2024/6/30の治療がお支払対象
(*) 保険期間の開始前日に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(*) 自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください。

4 救援者費用等

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。

5 感染予防費用

実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る接触感染等(針刺しに限らない)や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のため負担した費用をお支払いします。なお、公的医療保険制度の給付の対象となる費用を除きます。
※感染症の治療費は対象外です。[3.治療費用]の対象となります。

6 育英・学資費用^(*)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。
※あらかじめ扶養者を指定していただけます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した時も補償の対象となります。

- ◆育英費用保険金(ケガ) 育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。
- ◆学資費用保険金(ケガ・病気) お支払対象期間中^(*)に実際にかかる授業料等の学業費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。
(*) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(*) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。

7 生活用動産

下宿限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)	5,000円
-------------	--------

※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。

8 借家人賠償責任

下宿限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。

《ご加入プランのご案内》

30% 割引

1日あたりに換算すると約24円～

※Cタイプ(保険期間6年)の場合

ご加入タイプ	自宅から通学の学生 下宿の方もご加入いただくことが可能です。			下宿の学生		
	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
1 個人賠償責任 ^(*)	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
2 死亡・後遺障害 ^(*) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
3 入院・通院 ^(*) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
	入院・通院 ^(*) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償	
4 救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
5 感染予防費用	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
6 育英費用 ^(*) ケガ	300万円	300万円		300万円	300万円	
	学資費用 ^(*) (*)ケガ	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円
学資費用 ^(*) (*)病気		100万円	対象外		100万円	対象外
7 生活用動産 ^(*)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
8 借家人賠償責任 ^(*)	対象外	対象外	対象外	500万円	500万円	500万円

保険料(卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり					
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
2030年3月卒業予定者(6年間分保険料)	134,510円	69,590円	51,050円	145,000円	80,080円	61,540円
2029年3月卒業予定者(5年間分保険料)	106,740円	60,180円	45,380円	116,070円	69,510円	54,710円
2028年3月卒業予定者(4年間分保険料)	78,610円	47,830円	36,880円	86,190円	55,410円	44,460円
2027年3月卒業予定者(3年間分保険料)	53,790円	35,900円	28,370円	59,620円	41,730円	34,200円
2026年3月卒業予定者(2年間分保険料)	32,710円	24,490円	19,850円	36,790円	28,570円	23,930円
2025年3月卒業予定者(1年間分保険料)	15,750円	13,610円	11,340円	18,090円	15,950円	13,680円

- (*) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (*) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研費の補償対象となります。
- (*) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (*) 独立生計の学生はお選びいただけません。C・Fタイプをお選びください。
- (*) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次^(*)までの期間です。
- (*) 下宿の学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。
- (*) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間	卒業予定年次 ^(*) に応じて	
6年間	2030年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2030年4月1日(午後4時)まで6年間
5年間	2029年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2029年4月1日(午後4時)まで5年間
4年間	2028年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2027年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2026年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間	2025年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2025年4月1日(午後4時)まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率【30%】が適用されています。詳細については学生生活総合保険相談デスクまでお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)
[自動車運転者][建設作業員][農林業作業員][漁業作業員][採鉱・採石作業員][木・竹・草・つる製品製造作業員](以上6職種)

付帯学総 Q&A

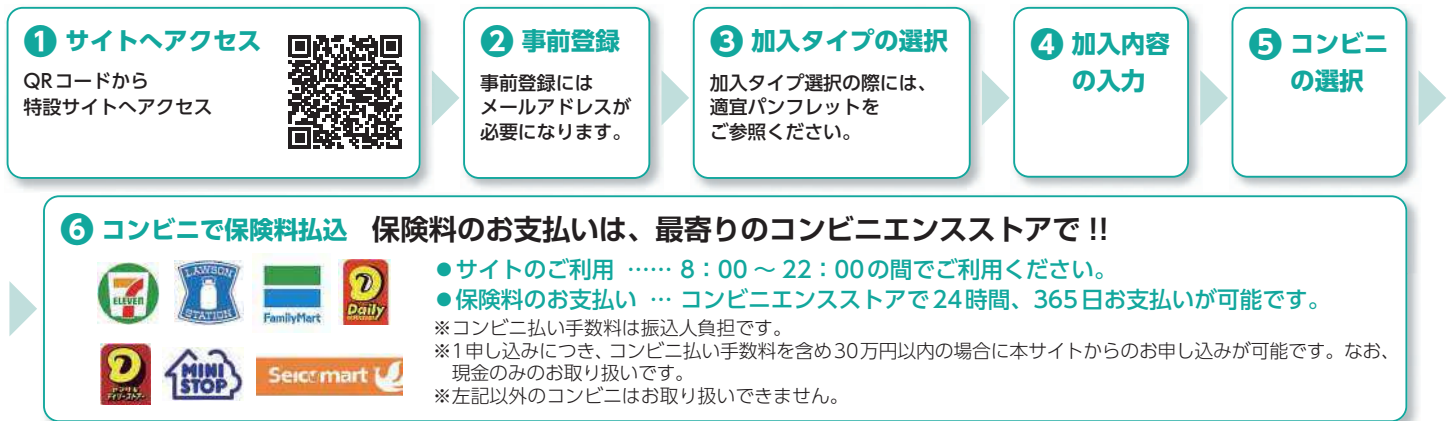
Q 入学時は自宅通学だが、途中から下宿を予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。下宿を始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

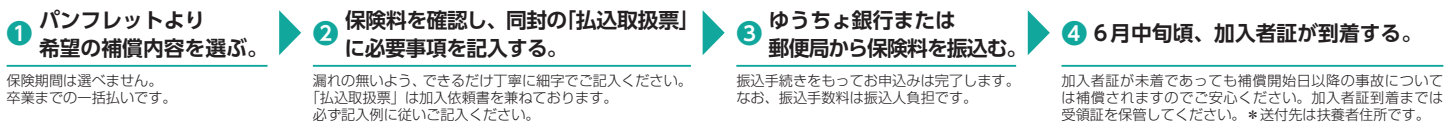
A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。



※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。
※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。
QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

《郵便局申込の場合》※ Web加入が出来ない場合⇒郵便局でのお申込み



※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合（新規申込・変更）、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。
返戻保険料<振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご容赦ください。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、学生生活総合保険相談デスクまでご連絡ください。）。

保険金を請求するときは

- 1 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 3 ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 4 ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- 5 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引割割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引割割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、学生生活総合保険相談デスクまでお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。
この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先	東京海上日動あんしんコンサルティング(株)内 学生生活総合保険相談デスク	☎ 0120-811-806 受付時間 9:30 ~ 17:00 (土日祝日を除く) IP 電話からは 03-6629-5258 をご利用ください。 〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階	
(取扱幹事代理店)	(有)国大協サービス	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町一丁目 41 番地 神保町 SFI 9 階 (TEL 03-5283-0051)	
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 三重支店津支社	〒514-0028 三重県 津市 東丸之内 33-1 (TEL 059-224-0221 FAX 059-224-4275)	

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学務部学生サービスチーム）までお問い合わせください。

2023年6月作成
23T-000512

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷者補償基本特約(注1)	<p>死亡保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>後遺障害保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心臓病およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって生じたケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
医療費用補償特約(注2)・待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償)	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合</p> <p>▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した金額に限りします。 ※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」*4) ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。) <p>*1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養費または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合は自己負担額から控除します。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p> <p>*4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患*2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3 <p>*1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。</p> <p>*2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。</p> <p>*3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>
個人賠償責任補償特約+本人のみ補償特約(B)+受託品等不担保特約	<p>国内外において以下のような事故により、他人にケガ等させたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>●保険の対象となる本人の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含まれます。</p> <p>●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>※学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含まれます。(代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限りします。)</p> <p>▶1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。</p> <p>※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方が国内で受託した財物(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊、盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は、損害額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項)なお、以下のものは補償の対象としません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車(ゴルフカートを含みます。)、オートバイ、モーターボート、船舶等 ●サーフボード、ラジコン模型等 ●携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ●コンタクトレンズ、眼鏡等 ●手形その他の有価証券等 ●クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ●商品・製品や設備・什器(じゅうき) ●動物、植物等の生物 ●乗車券、通貨等 ●貴金属、宝石、美術品等 <p>等</p> <p>*2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p> <p>*3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)*1の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。) ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2*3または銃器(空気銃を除きます。)*1の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品に係る賠償責任補償条項のみ ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことにより起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いたことにより起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的故障に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害等 <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業として行っている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 ゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きますが、運転するゴルフカート自体の損壊等は、補償の対象となりません。</p> <p>*3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。</p> <p>*4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。</p>
救済者費用等補償特約(救済者費用等補償特約)+救済者費用等補償特約(救済者費用等補償特約)	<p>国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合</p> <p>●疾病により死亡し、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき(ただし、責任期間中に入院を開始していない場合に限ります。)</p> <p>等</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれる場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院*1 <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
 *1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
 ①学校等の正課中および学校行事に参加している間
 ②学校の施設(寄宿舎を除きます。)内に行っている間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所に行っている間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
 ③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶発性、外来性のいけいけは含まれません。また、必ずしも欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 *3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約(医療費用補償用)がセットされています。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>感染予防費用補償特約</p> <p>保険の対象となる方が次の事故を直接の原因として下記の費用を負担した場合</p> <p>①接触感染 臨床実習の目的で使用される施設内*1で、保険の対象となる方が直接・間接を問わず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症(以下「感染症」といいます。)の病原体に予期せず接触(接触のおそれのある場合を含みます)することをいいます。</p> <p>②院内感染 臨床実習を行った施設内*1で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合(蔓延するおそれのある場合を含みます。)に、保険の対象となる方が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと(感染のおそれのある場合を含みます)をいいます。</p> <p>事故の日を含めて1年以内に行った感染症予防措置*2のために保険の対象となる方が負担した費用*3を保険期間(保険のご契約期間)を通じて感染予防費用保険金額を限度にお支払いいたします。ただし、公的医療保険制度の給付*4がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用から差し引くものとします。</p> <p>*1 国内外問わず *2 感染症への感染または発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限り、かつ、費用を含み、感染または発症した感染症を治療するための費用は除きます。 *3 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付である、いわゆる追加給付を含みます。</p>	<p>以下の事由によって発生した事故による費用に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>・次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた事故 保険の対象となる方 保険金の受取人*1。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。</p> <p>・闘争行為や自殺行為・犯罪行為 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>*1 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p>
<p>育英費用補償特約</p> <p>扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合</p> <p>▶ 育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>● 育英費用(損害)の例</p> <p>● 両目が失明したもの ● 咀嚼やくおよび言語の機能を廃したのもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>
<p>学業費用補償特約</p> <p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶ 支払対象期間中の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。</p> <p>● 学業費用(損害)の例</p> <p>● 両目が失明したもの ● 咀嚼やくおよび言語の機能を廃したのもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■ 学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2</p>
<p>疾病による学業費用補償特約</p> <p>扶養者*1が、保険期間中に病気で死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶ 支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■ 学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。</p>	<p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象となります。</p>
<p>住宅内生活用動産特約(注3)</p> <p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごと)に保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1を限度とします。</p> <p>*1 記載されている保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>*2 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*3 以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーバーボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押さえ、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p>
<p>借入金賠償責任補償特約(注3)</p> <p>国内における借入戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>*1 示談交渉は弊社では行いません。 *2 借入の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *3 記載されている保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>*4 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*5 1 転居した場合は転居先の借入戸室をいいます。 *6 借入金賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(学生本人の親族に限ります。)も保険の対象となる方を含みます(学生本人に関する事故に限ります。)</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借入戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借入戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借入戸室を貸主に引き渡した後に発見された借入戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p>

(注3) 新価保険特約(住宅内生活用動産用)がセットされています。

このパンフレットは総合生活保険(子ども総合補償)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明] **契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項 **注意喚起情報** ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●感染予防費用補償特約

*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆: 告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}
- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{*2}

★: 告知事項

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
 - 他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容
- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいていたから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(こども総合補償)において、保険の対象となる方からの申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘

れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

△ 払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の＜個人情報の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

△ ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

△ ●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標準等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限りません。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がおお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でおお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険期間
- 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。

万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありまして、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

- 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
- お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別 B に該当する方」に該当しないことをご確認くださいませましたか？

なお、「職種級別 B に該当する方」に該当した場合は保険料が異

なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）

(*1) 各区分（職種級別 A または B）に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種級別 A に該当する方：
下記の職種級別 B に該当しない方

○職種級別 B に該当する方：
アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」

加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容について確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2023年6月作成 23T-000512

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

払込取扱票の記入方法

本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となることがございます。また**全ての項目が必須項目**ですので、記入もれないようご確認をお願いします。訂正の場合は——で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

付帯学総専用 払込取扱票

付帯学総専用の振込用紙です。学研災（学生教育研究災害傷害保険）の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。

2024年度用 付帯学総専用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

6 学生の卒業予定年参考 (この保険は卒業までの期間一括加入です。)

卒業まで	卒業予定	平成12年	2000年
6年間	2030年 3月	平成13年	2001年
5年間	2029年 3月	平成14年	2002年
4年間	2028年 3月	平成15年	2003年
3年間	2027年 3月	平成16年	2004年
2年間	2026年 3月	平成17年	2005年
1年間	2025年 3月	平成18年	2006年

9 学生の生年月日欄参考 (この保険は卒業までの期間一括加入です。)

卒業まで	卒業予定	平成12年	2000年
6年間	2030年 3月	平成13年	2001年
5年間	2029年 3月	平成14年	2002年
4年間	2028年 3月	平成15年	2003年
3年間	2027年 3月	平成16年	2004年
2年間	2026年 3月	平成17年	2005年
1年間	2025年 3月	平成18年	2006年

払込取扱票

00	東京	口座記号番号	金額
001100		298307	千 百 十 万 千 百 十 円 * 3 1 3 4 5 1 0
加入者名	学総口 (財)日本国際教育支援協会		料 金
ご依頼人・通信欄	2024 年 扶養者の電話番号 03 - 0000 - XXXX		備考
扶養者 (払込人)	※住所 東京都千代田区丸の内 1-2-1		学研災への加入 加入済み 未加入
学生 (保険の対象となる方)	※フリガナ ニホン タロウ ※氏名 日本 太郎		★他の保険契約等 ☆学生が継続的に従事している職業・職務 内容は、
	00272-01 三重大学		加入タイプ
	※学部学科 ○○学部○○学科		* 2024年 4月 入学 * 2030年 3月 卒業
	※フリガナ ニホン ハナコ ※氏名 日本 花子		タイプ
	005 年 4月 5日 (自宅) 下宿		日 附 印
	本人の住宅 (建物) 所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地		

- ご署名ください。**
※扶養者欄のご署名は、原則として学生の親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、学生の生計を主に支えている方がしてください (学生が成年に達している場合は、親権者でなくてもかまいません)。
▲払込取扱票の「扶養者 (払込人)」欄に署名された方が育英費用・学資費用補償の「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 必ずご記入ください。**
パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。
- 加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。**
※この保険は卒業までの期間一括加入ですのでご注意ください。
- 学研災 (学生教育研究災害傷害保険) に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。学研災のご加入に関しては、所属大学の担当窓口 (学務部学生サービスチーム) までお問い合わせください。**
- 他の保険契約等 (ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保険契約または共済契約をいいます。) がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容 (他の保険契約等がある場合は保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額) をご記入ください。**
- 左上の卒業予定年を参考にして学生の大学入学年月と大学卒業予定年月をご記入ください。**
- 大学院生は専攻等をご記入ください。**
- 保険の対象となる方に適用される公的医療保険制度の名称をご記入ください (お手元の健康保険証をご確認ください)。**
組合管掌健康保険→**組合**
国民健康保険→**国民**
船員保険→**船員**
共済組合→**共済**
退職者医療制度→**退職**
全国健康保険協会管掌健康保険→**協会**
(旧政府管掌健康保険)
- 左上の和・西暦対照表を参考のうえ学生の生年月日を西暦でご記入ください。**
- 通学の拠点となるお住まいが自宅か下宿・寄宿舎等かをお答えください。**

WEB加入の場合は
この払込取扱票は使用できません。

加入者証は 6月中旬頃を目処にお送りします。

2023年6月作成 23T-000512

払込取扱票

00	東京	口座記号番号	金額
001100		298307	千 百 十 万 千 百 十 円 * 3 1 3 4 5 1 0
加入者名	学総口 (財)日本国際教育支援協会		料 金
ご依頼人・通信欄	2024 年 扶養者の電話番号 - - - -		備考
扶養者 (払込人)	※住所		学研災への加入 加入済み 未加入
学生 (保険の対象となる方)	※フリガナ ※氏名		★他の保険契約等 ☆学生が継続的に従事している職業・職務 内容は、
	00272-01 三重大学		加入タイプ
	※学部学科		* 20 年 月 入学 * 20 年 月 卒業
	※フリガナ ※氏名		タイプ
	005 年 月 日 (自宅) 下宿		日 附 印
	本人の住宅 (建物) 所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地		

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第46581号)

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001100
金額	298307
加入者名	学総口 (財)日本国際教育支援協会
ご依頼人	おなまえ
料 金	円
備考	

この受領証は、大切に保管してください。

※この払込取扱票は付帯学総専用です。学研災の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。
※本受領証は加入者証がお手元に届くまで大切に保管ください。
※加入者証は6月中旬を目処にお送りします。

←ご依頼人のおなまえは扶養者欄の氏名と同一のものを
ご記入ください。

<個人情報取扱に関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ(*)各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会……<http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動………www.tokiomarine-nichido.co.jp

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただけます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめご了承ください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



<ご加入時の同意内容について>

私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
 - ②重要事項説明書の内容
 - ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- *保険の対象となる方をいいます。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ(*)各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。
- *「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

付帯学総 保険金お支払い例 [V]

*全国の大学での一例です

補償内容	事例	保険金お支払額
治療費用 (病気・ケガ) 健康保険等の自己負担分 (高額療養費・給付は控除されます)	病気も通院1日目から補償 風邪をひいて1回受診した。	1,260円
	咳の症状で肺炎の疑いがあり、レントゲン検査をした。	4,840円
	部活動中に靭帯を損傷し、入院・手術した。	114,860円
	大脳皮質下出血のため入院・手術した。	894,273円
個人賠償責任 自転車条例に対応 臨床実習にも対応	示談交渉サービス付 自転車で行行中、他人にぶつかり、大けがを負わせた。	3,660,000円
	臨床実習で使用の鼓膜ファイバーを誤って落とし破損。	225,720円
	病院実習で床コードに足を引っ掛け歯石取り機器を破損。	81,795円
感染予防費用 臨床実習に対応	実習中、結核患者と接触したため、感染予防措置を受けた。	6,673円
	実習中、使用済みの注射針が自身に刺さり、感染予防措置を受けた。	35,800円
救済者費用	急性胃腸炎で継続して3日以上入院し、両親が駆けつけた際の宿泊費と往復交通費。	116,150円
下宿限定	建物外への持ち出し家財 も補償 生活用動産 ノートパソコンを誤って落として破損。	11,500円
	駅前の駐輪場で 自転車が盗難にあった。	25,000円
	借家人賠償責任 火災・爆発等に加え、偶然な事故による破損も補償 下宿先の部屋の模様替え中、家具が窓ガラスに当たり破損。	89,640円

東京海上日動

メディカルアシスト (各種医療相談サービス)

24時間
365日
受付



自動セット

急に激しい頭痛!
どうしたらいいの?



現役の救急科の
専門医および
看護師が常駐!

困ったときはお電話一本!!

緊急医療相談

持病の腰痛が気になる。
良い治療法は
ないかな...



困ったときはお電話一本!!

予約制専門医相談

旅行先で急病!
最寄りの病院を
知りたい!!



困ったときはお電話一本!!

医療機関案内

出張先で倒れ入院。
自宅近くの病院に
転院したい...



困ったときはお電話一本!!

転院・患者移送手配

検査結果を聞きに
行ったが、言葉が難しく
よくわからなかった。



困ったときはお電話一本!!

がん専用相談窓口

※各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供いたします。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。

※このチラシは、学研付帯学総(総合生活保険(子ども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

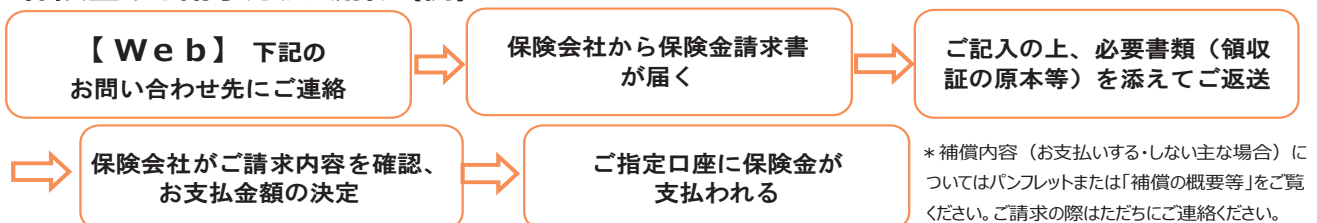
サービスの対象は、学生本人の治療費用実費(治療費用保険金)をお支払するタイプにご加入の方および保険の対象となる方、またはそれらの配偶者・ご親族に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
詳しくは、東京海上日動のホームページwww.tokiomarine-nichido.co.jpをご参照ください。

23T-000647 2023年6月作成

ご加入に関する Q & A

Q1	入学時は自宅通学ですが、途中から下宿を予定しています。どのタイプに加入すればいいですか？
A1	まずは卒業までの期間で自宅タイプにご加入ください。下宿を始める時にタイプ変更が可能です。
Q2	卒業後は、大学院に進学するつもりです。付帯学総は、大学院の分まで加入したらよいですか？
A2	現段階で大学院進学が未確定でしたら、大学院の分は含めず、在籍が確定している学部等の年数でお申込みください。
Q3	「他の保険契約」とは何を指しますか？
A3	例えば個人賠償責任保険等、この付帯学総と支払責任が同一の他の保険や共済契約に加入されている場合に、その保険会社名や保険種類をご記入ください。（記入できる範囲で構いません。）
Q4	パンフレットに添付の振込用紙以外に、申込書はありますか？
A4	ありません。払込取扱票で保険料をお支払いいただくだけでお手続きは完了です。払込取扱票が加入依頼書を兼ねていますので、すべての項目に漏れなく分かりやすくご記入いただきますようお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、払込取扱票への記入は不要です。
Q5	中途加入は可能ですか？
A5	可能です。お振込翌日からの補償開始となります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、保険料が自動で表示されます。
Q6	途中で解約はできますか？
A6	できます。残期間に応じてご返金します。
Q7	加入者証はいつ頃届きますか？
A7	3月末までにお申込みいただいた場合、6月中旬頃までに届きます。より早くお届けできる場合もございます。 なお、加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。 加入者証の到着までは受領証（払込取扱票の半券）を保管してください。
Q8	入居するアパートの管理会社に保険加入の証明を提示する必要があるが、加入者証が未着の場合はどのようにしたらよいですか？
A8	Web加入サイトをご利用の場合、保険料お支払い後に届くメール（『加入手続完了のお知らせ』）を先方にご提示のうえ、加入者証は後日届くことをお伝えください。（Web加入サイトをご利用にならない場合は、保険料を払込後にお手元に残る受領証とパンフレットを先方にご提示ください。）
Q9	学生教育研究災害傷害保険（学研災）について問合せしたいのですが。
A9	各大学のご担当窓口にお問合せください。
Q10	入学前からの病気で治療中ですが、これも治療費用保険金の対象となりますか？
A10	保険始期時点で既に被っている病気やケガによる入院や通院は対象外となりますが、保険加入から一定期間を経過後は補償される場合もあります。詳しくはお問合せください。
Q11	新型コロナウイルス感染症の疑いがあり受診（通院）した場合も治療費は補償されますか？
A11	健康保険等の一部負担金があった場合は治療費用保険金の対象になります。

◆保険金のご請求方法・流れ（例）



お問い合わせ先
(手続方法・保険内容等)

学生生活総合保険相談デスク

<Web> 「TAC ふたいがくそう」で検索 → 大学生の保険（付帯学総）

<https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/>

<電話> **0120-811-806** 受付（土日祝日を除く 9:30～17:00まで）

IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。

◆保険金のご請求は、
Web（QRコードまたはURL）をご利用ください。





三重大学振興基金

ご寄附のお願い

学資援助事業

学内施設の整備事業

三重の力を世界へ 世界から三重へ 未来を拓く地域共創大学

三重大学は平成16年度から国立大学法人という新たな組織形態に移行し、「三重の力を世界へ：地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す～人と自然の調和・共生の中で～」という基本目標を掲げて、地域の社会や住民の皆様との緊密な連携をとりつつ、「人類福祉の増進」「自然の中での人類の共生」「地域・国際社会の発展」に貢献できる「人材の育成と研究の創成」に、教職員一同力を合わせて取り組んで参りました。

このような高いミッションの実現に向かって、国立大学法人としての目標を達成し、地域社会からの期待に十分応えることの出来る大学に成長・発展を遂げるためには、学部学生、大学院生、留学生などの修学環境の整備とキャリア支援、国際教育研究交流事業の推進、産官学民連携活動の強化等、多くの重点課題に取り組むことが大切と考えています。しかし、法人化以降、大学運営の効率化とともに基盤的予算の削減が既定路線となり、新たな課題に対する戦略的、裁量的投資の余地は極めて限られてきているのが現状です。

このような状況を鑑み、大学全体の組織として「三重大学振興基金」を設立し、広く学内外の皆様からのご好意をお受けして参りました。卒業生をはじめ地域社会の皆様のご理解とご協力を仰ぎながら、引き続き「基金」を運営・発展させることにより、自主的・戦略的に大学の活動を発展させて行きたいと思えます。

このような趣旨にご理解とご賛同を賜り、格別のご支援を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。



三重大学 学長

伊藤 正明

三重大学振興基金の事業概要

基金事業は、大学で幅広く活用する「一般基金」と目的を特定した「特定基金」において各事業を実施しています。
(事業のご指定がない場合は、一般基金として取り扱わせていただきます)

一般基金

三重大学振興基金事業

三重大学全体における奨学援助(三重大学修業支援事業を除く。)、国際交流及び地域貢献等の一層の進展を図り、もって教育・学術研究の振興に資することを目的とする事業として活用します。

※奨学金、災害時の学費援助、修学環境整備、その他本学の使命達成に必要な事業

- キャリア支援
- 課外活動施設等整備
- 地域活性化活動支援
- キャンパス環境整備

特定基金

三重大学修学支援事業

三重大学に在籍する経済的理由により修学困難な学生等を支援するために活用します。

※授業料減免、奨学金、留学生支援の事業

地域圏防災・減災事業

三重県を中心とした地域圏における防災・減災活動の推進の拠点として、防災・減災に資する教育、研究の推進、並びに社会貢献に寄与することを目的とする事業を行います。

※防災・減災セミナー、災害時の保健医療セミナー、セミナー実施後の地域へのフォローアップ、防災・減災に関する教育研究活動に活用します。

学生と市民の豊かな教養を育むための支援事業(教養教育院)

人文学部・人文社会科学研究科学生支援事業

教育学部・教育学研究科教育研究事業

教職大学院奨学金事業

医学系研究科・医学部教育研究事業

三重大学医学部附属病院運営支援事業

地域活性化に向けた工学系人材育成ネットワーク構築事業(工学部・工学研究科)

生物資源学部・生物資源学研究科教育研究事業

地域イノベーション学研究科教育研究支援事業

その他の基金活動

遺贈による寄附

クラウドファンディング事業

冠基金事業

寄附者様への謝意

ご寄附を賜りました皆様には、心より感謝申し上げるとともに、功績をたたえ、感謝状の贈呈、ご芳名銘板設置、本学ホームページにご芳名掲載等さまざまな形で顕彰させていただきます。

また、本学は内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄附された個人や法人に授与される「紺綬褒章」の公益団体として認定されており、個人の方は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上のご寄附をいただいた場合に、紺綬褒章授与申請の対象となります。

大学ホームページへのご芳名掲載

寄附者様の合意を得た上で、寄附者様のご芳名等を上半期(4月～9月)、下半期(10月～3月)の年2回、三重大学振興基金ホームページに掲載させていただきます。

感謝状の贈呈

寄附額が20万円以上の寄附者様(学内教職員を除く)には、感謝状を贈呈いたします。

三重大学振興基金特別寄附者銘板にご芳名掲載

寄附者様の合意を得た上で、講堂(平成18年度以降の寄附累計額)、事務局棟1階正面玄関(令和元年度以降の寄附累計額)にご芳名を掲載させていただきます。

※1. 個人、法人・企業・団体等とも

10万円以上の寄附(銘板小)、100万円以上の寄附(銘板中)、1,000万円以上の寄附(銘板大)

2. 事務局棟1階正面玄関銘板については、学内教職員を除く。



三翠ホール(講堂)内銘板



事務局内銘板

紺綬褒章

紺綬褒章は国の褒章制度のひとつで、公益のために私財(個人であれば500万円以上、団体であれば1,000万円以上)を寄附した個人または団体を対象として授与されるものです。

三重大学は、紺綬褒章の公益団体として、内閣府省勲局より認定を受けており、要件を満たした寄附者様のご意向を確認のうえ、本学から文部科学省(その後文部科学省から内閣府へ提出)に申請いたします。

ご受章までの流れ

必要書類のご提出後、本学で申請書類一式を作成し、文部科学省へ提出いたします。その後、内閣府において審査、閣議決定後、本学から寄附者様へ褒章等をお渡しいたします。(本学からの申請書類の提出から受章まで、およそ1年程度かかります。)



寄附者への返礼品

1. 一口100万円以上(個人限定)

- 三重大学医学部附属病院におけるPET健診
- 産学連携商品・農場生産物(プレミアム商品)の贈呈
- 学長懇談会への招待

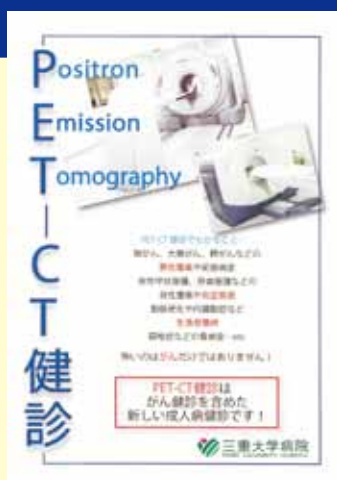
2. 寄付総額100万円以上

- 産学連携商品・農場生産物(プレミアム商品)の贈呈
- 学長懇談会への招待

3. 寄付総額20万円以上

- 産学連携商品・農場生産物の贈呈
 - 学長懇談会への招待
- ※一口3万円以上のご寄附の方には、寄附額に応じて産学連携商品・農場生産物を贈呈

附属病院におけるPET健診(個人限定)



産学連携商品・農場生産物(プレミアム商品)の贈呈



※贈呈品一例

寄附者様への特典

記念品・顕彰	寄付金額					
	寄附者 全員	一口3万円 以上	10万円 以上	20万円 以上	100万円 以上	500万円 以上
礼状(学長メッセージ)	●	●	●	●	●	●
大学ホームページへのご芳名掲載	●	●	●	●	●	●
産学連携商品・農場生産物		●	●	●	●	●
振興基金特別寄附者銘板			●	●	●	●
感謝状 学長懇談会へのご招待				●	●	●
感謝状(額縁入) 附属病院におけるPET健診(個人限定)※ 産学連携商品・農場生産物(プレミアム)					●	●
紺綬褒章						●

※附属病院におけるPET健診(個人限定)については、一口100万円以上。

◎振興基金特別寄附者銘板、感謝状については、寄附累計額。

税制上の優遇措置等

「三重大学振興基金」へのご寄附は、税制上の優遇措置が受けられます。

寄附金控除を受けるには確定申告が必要です。本学発行の寄附金領収書をお使いください。

個人からのご寄附

所得控除の適用対象となります。

特定基金「三重大学修学支援事業」へのご寄附いただいた場合のみ、**所得控除**に加え**税額控除**の適用対象となります。確定申告の際に、いずれか一方の制度をご選択いただけます。

1. 所得税の優遇措置

所得控除

(所得税法78条第2項第2号)

寄附された年の所得金額から控除を受けることができます。所得金額に対して寄附金額が大きい場合、減税効果が大きくなります。

$$\text{寄附金控除額} = \text{寄附金合計} - 2,000\text{円}$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限です。

税額控除

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項)

※「三重大学修学支援事業」へのご寄附の場合のみ、「税額控除」の適用対象
所得税額から直接寄附金額の一定割合が控除されます。

$$\text{寄附金控除額} = (\text{寄附金合計} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額の40%が上限となり、税額控除額は、所得税額の25%が上限となります。

2. 個人住民税(県民税・市町村民税)の寄附金税額控除(地方自治体の条例)

住民税の寄附金税額控除を受けることができます。お住いの都道府県市町の税務担当へお問い合わせ願います。

法人からのご寄附(法人税法第37条第3項第2号)

ご寄附いただいた全額を損金算入することができます。

ご寄附の方法

賛助会員加入のお願い

賛助会員とは、定期的なご寄附を申しいただき、三重大学振興基金事業を安定的に継続し、さらに発展させるため毎年、ご寄附の協力をお願いする制度です。継続的なご寄附をお願いいたします。事務局へご連絡願います。

1 インターネット申込 (振込手数料は本学が負担します。)

ホームページをご覧ください

取扱い種類

● クレジットカード決済



● コンビニ決済



● Pay-easy(ペイジー)決済

検索



2 郵便振替・銀行振込

三重大学振興基金事務局 (TEL.059-231-9005) へご連絡してください。

本学専用振込用紙(ゆうちょ銀行)を郵送させていただきます。(振込手数料は本学が負担します。)

【本学専用振込用紙を利用しない場合】

郵便振替または銀行振込(ゆうちょ銀行以外)の場合は、本学への寄附申込書の提出が必要となります。

寄附申込書は本学ホームページよりダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、郵送またはFAX、E-mailにて三重大学振興基金事務局へ提出願います。電話でもお受けしております。

※この場合の振込手数料は、つぎの指定銀行の本・支店窓口の場合、本学が負担いたしますが、指定銀行以外での窓口の場合、振込手数料は寄附者様のご負担となります。

振込先名「国立大学法人 三重大学」

各振興基金事業(修学支援事業以外)用口座

振替・振込先	種目	口座番号
ゆうちょ銀行		00800-0-168781
百五銀行津駅前支店	普通	771322
三十三銀行三重大学前支店	普通	305506
みずほ銀行津支店	普通	1757352

修学支援事業用口座

振替・振込先	種目	口座番号
ゆうちょ銀行		00880-9-216860
百五銀行津駅前支店	普通	912599
三十三銀行三重大学前支店	普通	351163
みずほ銀行津支店	普通	1892713

- 本学へのご入金のご確定ができ次第、「お礼状」と本学が発行する「寄附金領収証」を送付させていただきます。なお、修学支援事業にご寄附いただいた方には、「お礼状」と「寄附金領収証」と「税額控除に係る証明書」を送付させていただきます。

ご寄附に伴う個人情報の取り扱いについて

ご寄附により習得した個人情報は、本学から寄附者様にご連絡の必要がある場合のみ使用し、三重大学「個人情報の取り扱いについて」により、個人情報を適切に管理・保護し適正に取扱います。



お問い合わせ

三重大学振興基金事務局【研究・地域連携部社会連携チーム内】

〒514-8507 津市栗真町屋町1577番地 TEL. 059-231-9005 FAX. 059-231-9047 E-mail: kikin@ab.mie-u.ac.jp

自動車による通学の禁止及び自転車乗り入れ登録制

本学では、教育・研究にふさわしい静かで安全な大学構内の保持，大学内外における交通事故の防止につとめるため、原則として学生の自動車通学は認めていません。

また、オートバイについては、所定の場所へ駐輪し、構内の通行は禁止，違反車には車止めによりロックすることとしておりますので、ご協力をお願いします。

学内外の自転車マナー向上を目指すとともに、違反者に適切な指導を行うことができるようにするため、本学上浜キャンパスに乗り入れる学生の自転車に登録シールを貼付する自転車乗り入れ登録制を実施しています。

上浜キャンパス内で自転車を乗り入れる場合は、様式をダウンロードし、入学後に所属学部の学務担当で申請手続きをとってください。登録できる自転車は、防犯登録をした自転車に限ります。また、登録シールは、本学を離籍するまで有効です。大学近隣や駅周辺での無断駐輪は厳に慎んでください。

令和3年10月1日からは、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されましたので、そちらについても各自加入を済ませてください。

交通ルールを順守するとともに、万一の事故に備えましょう。

留学生のみなさんへ

国際交流センター (CIER)

日本語プレースメントテストのお知らせ (※2024年度より名称変更)

国際交流センター (CIER) では、下記の日程で、日本語プレースメントテストを行います。原則として、このテストを受けないと、CIERの日本語の授業を受けることはできません。このテストを受ける人は、必ず申し込みをしてください。
三重大学の留学生 (正規学生・非正規学生) は誰でも受験できます。

● テストの申し込み

しめきり : 3月18日 (月) 17:00まで



以下のURLもしくは、右のQRコードから申し込みをしてください

URL : <https://forms.gle/HGhkUuex6nf47EPn6>

※JEES日本語能力試験 (JLPT) のNIに合格し、その「合否結果通知書」または「日本語能力認定書」のコピーを 3月18日 (月) までに国際交流チームに出した人と、2023年後期に国際交流センターの授業を受けて進級した人は、このテストを受ける必要はありません。(研究生および特別研究学生は国際交流センターの科目を履修するには毎学期日本語レベル判定試験を受験が必要です。)

● 日本語プレースメントテスト

日時 : 3月22日 (金) 15:00~16:00
方法 : Online Test (テスト開始の5分前にメールで問題用紙と解答を送ります。解答して返信してください。)

● 結果発表

3月26日 (火) メール連絡

● 履修登録

3月27日 (水) ~4月1日 (月) 在籍生のみ

4月4日 (木) ~4月9日 (火) 新入生のみ

*2024年度前期は、4月12日 (金) から始まります。 以上

Dear International Students

Announcement of Japanese Language Placement Test

The Center for International Education and Research (CIER) offers a Japanese language placement test according to the following schedule. Students who take the test will be allowed to register Japanese language classes at the CIER.

Any international students (regular and irregular) can apply for this examination.

*Students who have passed level 1 of JEES Japanese Language Proficiency Test (JLPT) and submitted the test score in PDF to the International Relation Office by **March 18 (MON)**, do not need to take the placement test. Students who pass the current level also do not need to take it. (All students who are Research students and Special research students need to take the TEST on every semester to register the classes of CIER.)

● **Application Deadline: March 18 (MON) 17:00**

Please apply from the following URL or QR code on the right.

URL : <https://forms.gle/HGhkUuex6nf47EPn6>



● Japanese Language Placement Test

Date : **March 22 (FRI) 15:00~16:00**

Test Style : Online (We will send you the Question sheet and the Answer sheet 5 minutes before the test starts. Please answer and reply the Answer sheet by email.)

● **Results Announcement** . . . By email on March 26 (TUE)

● **Course Registration period**

March 27 (WED) ~ April 1 (MON) for Current Students

April 4 (THU) ~ April 9 (TUE) for New Students

※Classes for the Spring semester, 2024 start on April 12 (FRI).

奨学金

学業成績及び人物ともに優れた学生で、経済的理由により修学が困難な方には、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間育英団体の奨学金制度があります。

各種日程等は、変更になる可能性があります。詳しい日程等については、令和6年3月下旬以降に大学HPの案内で確認してください。

1. 日本学生支援機構奨学金

(1) 奨学金の種類と金額

(給付型奨学金)

区分	給付型奨学金(月額)		備考
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	支援金額は、収入に関する基準に基づく区分ごとに定まっています。どの区分に認定されるかは、申請時に提出していただくマイナンバーを用いて、日本学生支援機構にて決定されます。 ()内の金額は、生活保護世帯及び児童養護施設等から通学する者の奨学金月額です。
	(33,300円)		
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	
	(22,200円)		
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	
	(11,100円)		

※給付型奨学金を希望する場合、入学料・授業料減免制度にも申請する必要があります。(認定要件等の詳細については、入学手続要項も御確認ください。)

※令和6年度から、多子世帯(扶養する子の数が3人以上の世帯)を対象として第Ⅳ区分が追加される予定です。

(貸与型奨学金)

奨学金の種類	貸与金額(月額)		備考
	自宅通学	自宅外通学	
第一種奨学金	20,000円	20,000円	無利息 卒業後に元金のみを返還
	30,000円	30,000円	
	45,000円	40,000円	
		51,000円	
第二種奨学金	2～12万円から1万円単位で選択		卒業後年利3%を上限とする利息を付けて返還

(2) 新規出願方法 (大学入学後に新規申請希望の方)

【申込説明会】日時：4月5日(金)16時20分～ 場所：共通教育校舎190番教室

※日本学生支援機構奨学金の新規申請を検討している方は学生証持参のうえ出席してください。

※説明会に出席できない場合は、4月3日(水)～4月11日(木)の期間中、学務部学生支援チーム①番窓口へ申請に必要な書類を取りに来てください。

申請書類提出期間： 4月8(月)～4月22日(月)

申請書類提出場所： 学務部学生支援チーム①番窓口(総合研究棟Ⅱ・1階)

結果通知時期： 8月中旬頃

※申請時に給付・貸与の両方又はいずれかの奨学金を選択することができます。

(3) 奨学生採用候補者の手続き方法 (高校等在学時に、奨学金予約が済んでいる方)

配布書類： 3月下旬に大学HP(三重大学→新入生用ページ)へ手続案内等を掲載予定ですので、各自で印刷してください。

書類(下書き用紙等)を窓口で受け取る場合：

配布期間： 4月3日(水)～4月8日(月)

配布場所： 学務部学生支援チーム①番窓口(総合研究棟Ⅱ・1階)

提出書類： ①進学届入力下書き用紙
②採用候補者決定通知【進学先提出用】
③提出書類チェック表

提出期間： 4月4日(木)～4月10日(水)

提出場所： 学務部学生支援チーム①番窓口(総合研究棟Ⅱ・1階)

結果通知時期： 5～6月頃

※提出時に窓口で記入内容を確認後、大学IDとパスワードを付与します。そのIDとパスワードを用いて、学生本人がインターネットにて「進学届」の入力を行う必要があります。インターネットでの「進学届」の入力後に、初回振込及び採用手続書類の配布があります。「進学届」の提出で手続きが完了する訳ではありませんので、注意してください。

(4) 編入学前の学校で奨学金を利用していた方の手続き

編入学前の学校を卒業又は退学後1年以内に本学に編入学する方は、奨学金を継続できる場合があります。詳細は大学HPを確認してください。

(5) 返還猶予の手続き方法

本学入学前に専門学校・他大学等(高校は除く)において日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていて、本学在学中の返還期限猶予を希望する方は、4月中の決められた期日までにスカラネットパーソナルで在学猶予願を入力してください。

詳細は大学HPを確認してください。

2. その他の奨学金

地方公共団体及び民間育英団体等の奨学生募集については、随時掲示及び大学HPでお知らせしますので、掲示板等をご確認ください。例年、募集の時期は4～5月に集中しています。

入学料・授業料減免

入学料及び授業料減免を受けられる制度として、令和2年度より修学支援新制度（入学料・授業料減免及び給付型奨学金の2つの支援が受けられる制度）が始まりました。大学等における修学の支援に関する法律に基づき国が経済的な支援を行う制度です。

入学料及び授業料(令和6年度前期分)の減免を希望する方は、「入学手続き Web 入力専用サイト」より、案内に従い申請をしてください。

【1. 注意点】

- (1) 修学支援新制度は**入学料・授業料減免及び給付型奨学金の2つの支援が受けられる制度**であり、いずれも同じ基準で判定されます。判定は日本学生支援機構の給付型奨学金に申請することで、行われます。よって、**減免希望者は日本学生支援機構の給付型奨学金へも必ず申請してください**（理由があり給付型奨学金へ申請しない場合は、必ず学生支援チームまで連絡をしてください）。**給付型奨学金の申請方法は入学手続きホームページ内の「II-11 奨学金について」を確認してください**。
- (2) 本来、入学料及び前期授業料の支払期限は「入学料は入学手続き時に」、「前期授業料は4月末まで」となりますが、減免申請をすることで、結果が出るまでは支払いが猶予されます。なお、**一度支払われた入学料及び授業料は返還できませんので、減免希望の方は注意してください**。

【2. 申請方法】

- ① 入学手続き Web 入力専用サイトにログイン
- ② 入学料支払い画面で「入学料・授業料減免申請」をクリック
（「お支払手続きへ」には進まないでください）
- ③ 〈確認事項〉及び〈注意事項〉を同意・確認
- ④ 必要項目を入力
- ⑤ 最後に「入学料・授業料減免申請」をクリックして完了

【3. 結果通知時期】

結果は**8月中旬頃**に通知文書の郵送とメールでお知らせします。入学料及び授業料減免の結果を合わせて通知します。

申請者は通知を受けるまで入学料及び授業料を支払わないように注意してください。

【4. 対象者の認定要件】

- (1) 国籍・在留資格等に関する要件（次のいずれかに該当する者）
 - ① 日本国籍を有する者
 - ② 日本国籍を有しない者のうち、「法定特別永住者」、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者

(2) 大学に進学するまでの期間等に関する要件（次のいずれかに該当する者）

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者

(3) 学業成績等に関する基準（次のいずれかに該当すること）

- ① 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- ② 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ③ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(4) 家計の経済状況に関する基準（次のいずれにも該当すること）

① 収入に関する基準

本人及び生計維持者のそれぞれについて以下の算式により算出された額を合算した額（以下、「支援額算定基準額」という。）が下表のいずれかの区分に該当すること。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額となる。

区 分	基 準 額
第Ⅰ区分	支援額算定基準額が100円未満
第Ⅱ区分	支援額算定基準額が100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分	支援額算定基準額が25,600円以上～51,300円未満
第Ⅳ区分	支援額算定基準額 未定（令和5年12月現在）

※第Ⅳ区分は令和6年度から新設され、多子世帯（扶養する子の数が3人以上の世帯）のみが対象となる予定です。

収入に関する基準については、日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、支援の対象となり得るか、大まかに調べることができます。

「日本学生支援機構 進学資金シミュレーター」で検索してみてください。

② 資産に関する基準

本人及び生計維持者の資産合計について、以下の要件を満たすこと（資産には不動産は含みません。負債との相殺もできません。）

- ・ 生計維持者が1人の場合：1,250万円未満
- ・ 生計維持者が2人の場合：2,000万円未満

【5. 支援内容】

支援金額は、収入に関する基準に基づく区分ごとに定まっています。どの区分に認定されるかは、申請時に提出していただくマイナンバーを用いて、日本学生支援機構にて決定されます。

区分	入学料・授業料 減免額	給付型奨学金（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	全額免除	29,200 円	66,700 円
		(33,300 円)	
第Ⅱ区分	2/3 免除	19,500 円	44,500 円
		(22,200 円)	
第Ⅲ区分	1/3 免除	9,800 円	22,300 円
		(11,100 円)	
第Ⅳ区分	1/4 免除	未定	未定
		未定	

（令和5年12月現在、第Ⅳ区分の給付型奨学金の月額は無定）

※生活保護世帯及び児童養護施設等から通学する者の奨学金月額はカッコ内の金額

必ずお読みください。(原則、入学手続き提出書類の封筒に同封願います。)

新入生の皆様へ

三重大学

授業料の納入方法について

三重大学では、授業料を学生または保護者等（連帯保証人）名義の預貯金口座から引落して、納付していただく方法（預貯金口座振替）を取り入れています。

納付金は次のとおりです。

区分	授業料		
学 部	前 期 分	267,900円	授業料は令和6年4月以降の徴収とさせていただきます、 入学手続き時の授業料徴収は行いません。
	後 期 分	267,900円	
	年 額	535,800円	

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定された新授業料が摘要されます。

1. 口座振替の手続きについて

下記、手順に沿って提出期限までに手続きを行ってください。

提出期限 三十三銀行・百五銀行 **2024年4月 8日（月）**

ゆうちょ銀行は、**2024年4月1日（月）**までにお近くの郵便局で手続きをしてください。

【1】 下記3つの取扱銀行の中から銀行を選択（※下記以外の銀行不可）

[取扱銀行]

- ・三十三銀行
- ・百五銀行
- ・ゆうちょ銀行（4/1までに手続きを行って下さい。）

※取扱い銀行であれば、すでに開設している名義の預貯金口座で手続きできます。

※新規に口座を開設される場合、開設手続きにおいて、健康保険証等顔写真の無い本人確認書類の場合は、別の本人確認書類の提示などが必要となりますのでご注意ください。詳しくは、口座開設を依頼する金融機関へお問い合わせください。

【2】 別紙「預貯金口座振替申込書」（3枚複写）を記入し（※記入例参考）

取扱銀行の窓口へ提出する。

受付後、申込書3枚目（大学用）右下の「**銀行確認欄**」に**確認印があることを確認する。**

（※確認印がないものは無効）

ゆうちょ銀行の場合、3枚目（大学用）は貯金事務センターから大学に届くためこれで手続き完了。（本人保存用は各自で保管してください。）

【3】 三十三銀行、百五銀行の場合、3枚目（大学用）を提出期限までに提出する。

※本人保存用は各自で保管ください。

※提出方法は、「7.提出方法」を確認ください。

- 【4】3枚目（大学用）預貯金口座振替届出書提出期限(4月8日(月))に間に合わなかった場合
- ・ゆうちょ銀行は2024年4月1日（月）までにお近くの郵便局で手続きをしてください。
 - ・提出期限以降（ゆうちょ銀行は、4/1までに手続き）の手続き・提出は、4月の引落しに間に合わないため、5月29日（水）に引落します。
 - ・4月に引落しができなかった場合、5月に再度引落しを行う旨の通知を、5月中旬に連帯保証人等宛に郵送します。
 - ・提出期限以降、3枚目「預貯金口座振替届出書」の大学提出用を財務管理チーム収入担当（お問い合わせ先）へ 郵送又は窓口へ提出してください。提出時期によって、後期分から 振替になり、前期分は振込になります。

2. 振替日（引落日）について

口座振替日（引落日）と最終入金日は次のとおりです。

最終入金日までに授業料相当額をご入金ください。 預貯金残高不足の場合、口座振替ができませんのでご注意ください。

	区 分	最終入金日	口座振替日(引落日)
令和6年度	前期分	4月24日（水）	4月25日（木）
	後期分	10月28日（月）	10月29日（火）

次年度以降は大学のHP(下記URL又はQRコード)および学生掲示板等でご確認ください。
個人へ授業料口座引落日の通知書の送付は行いませんので、ご承知おきください。

<https://www.mie-u.ac.jp/students/rules/jugyoryo-tou.html>



3. 授業料の一括納入について（希望者のみ）

一括納付の手続きをされた場合、授業料の前期分と後期分を合わせた年額の授業料が4月の口座振替日に一括で引落しされます。

希望者のみ「授業料一括納付申出書」を入学手続き時にご提出ください。

入学手続き時に提出できない場合は、4月8日までに財務管理チーム収入担当に提出してください。

【一括納付申請の注意】

- ・ 授業料免除申請をされる方は、一括納付申請は行わないでください。
- ・ 一度提出いただくと、取消しの申出書を提出しない限り、次年度以降も一括納付となります。
- ・ 一括納付を取りやめる場合は、大学HP内(上記URL及びQRコード)にある「授業料一括納付取消申出書」を印刷後、記入頂き、財務管理チーム収入担当までご提出ください。
- ・ 振り込まれた授業料は、原則返還できませんので、ご注意願います。

4. 預貯金残高不足等で引落しができなかった場合について

預貯金残高不足等の理由により納付できなかった場合は、未納のお知らせを連帯保証人宛にお送りし、翌月に再度引落しをします。翌月の引落しもできない場合は、督促状が届きます。また、**督促状況は指導教員へ報告**されます。

5. 授業料免除申請者等について

- ・ 授業料免除等を申請された方は、審査結果が出るまでは口座振替は行いません。
- ・ 審査結果後、判定結果通知とともに口座振替日をご案内します。
- ・ **授業料免除申請する方も、口座振替の手続きは必要です。**

口座振替予定日：前期分 8月下旬
後期分 12月下旬

6. 振込の場合

- ・ 4月以降、財務管理チーム収入担当（下記、お問い合わせ先）までご連絡ください。「授業料振込用紙」をお渡します。振込期限に間に合うよう、なるべく早めにご連絡ください。
- ・ **振込期限まで**に振込ができなかった場合は、未納のお知らせを連帯保証人宛にお送りし、翌月末までに振込がない場合は、督促状が届きます。また、**督促状況は指導教員へ報告**されます。

振込期限
前期分 4月30日、後期分 10月31日

7. 提出方法

- ・ **原則、入学手続き提出書類の封筒に同封をお願いします。**
- ・ 入学手続き提出書類の封筒に同封出来ない場合、4月8日（月）までに、所属学部の学務担当又は財務部財務管理チーム収入担当へ郵送又は持参。
- ・ 4月8日以降は、財務管理チーム収入担当へ郵送又は持参。
※「1.口座振替の手続きについて」の【4】を確認。

【お問い合わせ先】

財務部財務管理チーム収入担当
〒514-8507
三重県津市栗真町屋町1577
☎059-231-9028（直通）
mail：syunyu@ab.mie-u.ac.jp



大学生協「加入手続き」と「教科書販売」のご案内

三重大学生協（生活協同組合）は実習・インターンシップ参加に必要な保障制度（学生総合共済・学生賠償責任保険）の加入窓口であるほか、必携化に対応したノートパソコン販売やTOEIC-IPテスト受験料の代行収納をおこなっています。

入学後は教科書販売、食堂運営などで大学生生活全般のサポートをしています。

三重大学生協の店舗・サービスご利用には、生協加入手続き（組合員出資金の払込）をおこなっていただき、組合員になっていただく必要があります。昨年度は新生生の97%以上の方にご加入いただきました。払いただいた出資金は定款の定めに基づき卒業時に返還されます。

大学生協は、三重大学の学生・教職員が出し合った出資金で運営され、大学生生活全体をさまざまな事業を通じてサポートしていく協同の組織です。大学生協は一人ひとりの出資と参加で成り立っています。三重大学生協は三重大学と福利厚生に関する業務委託契約を結んでいます。



生協は一人ひとりの出資と参加で成り立っています。

大学生協にかかわる手続き

1

生協・保障制度の加入申し込み

三重大学生協「加入 Web システム」にアクセス
パソコン・スマートフォンからお申し込みください。

2023年度は
97%以上の
三重大学
新生生が
生協に加入

生協・各保障制度の詳細は、各パンフレットをご覧ください。

加入 Web システムは
こちらから

リンク

スマホ・パソコン
加入 Web マニュアル -2024-
Web申込 コンビニ払い

リンク

新生生・保護者のための
入学準備ガイドブック 加入編

リンク

CO-OP 学生総合共済

リンク

学生生活 110番

リンク

生協加入手続きは右の
期日までにお済ませください。

もし期日をすぎってしまった場合は
生協新生生加入サポートダイヤル
0120-431-103 にご連絡ください。

学校推薦型選抜
(12月合格発表)の方

2024年
2/9 金
まで

学校推薦型選抜
総合型選抜
(2月合格発表)の方

2024年
2/29 木
まで

前期日程
合格の方

2024年
3/18 月
まで

編入・大学院
後期日程
合格の方

2024年
3/28 木
まで

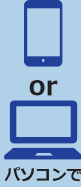
Webでの加入手続きがうまくできない場合は、
生協までご連絡ください。TEL.0120-431-103

※大学入学手続き期日とは異なります。お間違えのないようご注意ください。

2

パソコン準備・教材 生協 保護者向け入学準備説明会 新入生歓迎企画 の申し込み

スマートフォンで



パソコンで

三重大学生協 新入生応援サイト

<https://www.univcoop-tokai.jp/mucoop/fresh/index.html>



お願い

1

生協加入
手続きも
忘れずに



入学準備ガイドブック
総合編



3

教科書販売のご案内

教科書は生協で販売します。

教科書販売は期間限定での営業です。必ず期間内に購入をお願いします。

下のサイトにて教科書購入方法の詳細説明、注文を行います。

情報を日々更新しますので、定期的に関覧をお願いします。

お願い

1

生協加入
手続きも
忘れずに

三重大学生協 教科書販売情報

https://www.univcoop-tokai.jp/mucoop/fresh/fresh_252.html



リンク



生協で教科書を購入するには三重大学生協への加入が必要です。

電子マネーでの決済でポイント還元があります。生協に加入してご利用ください。

「入学準備応援パック」が**お手元がない方**は、三重大学生協に資料請求をお願いします。

一般入試で合格の方には、入学試験の日に生協が配布しております。

お持ちの場合がございますのでご確認をお願いします。

◀資料請求 <https://www.univcoop-tokai.jp/mie/fresh/request/>



▶「入学準備応援パック」▶



三重大学生生活協同組合

新学期加入サポートダイヤル
0120-431-103



通常ダイヤル 059-231-1103 FAX 059-231-3852 <https://www.univcoop-tokai.jp/mucoop/>

三重大学生協 住まいの斡旋のご案内



II-16



三重大学生協同組合（三重大学生協）では、三重大学から業務委託を受けて、三重大生の皆様に学生専用、又は学生向けのアパート・マンションなどを紹介しています。

大学生協オリジナルマンションのほかにも多数の物件を取り扱っておりますので、あなたに合ったお部屋探しをお手伝いいたします。

[【三重大生のお部屋探し応援ページ | 三重大学生協webサイト】](#)

大学生協オリジナルマンション

充実の大学生生活のために作られた『大学生のためのマンション』で、三重大学生協では合計8つの物件をご紹介します。

居室はすべてフローリングで、バス・トイレ&洗面所はすべてセパレート。マンションの管理運営は生協の関連会社が行いますので、安全・快適にお暮しいただけます。

セキュリティ

オートロック

宅配ボックス

防犯カメラ

高機能インターホン

ダイヤル式鍵付郵便受

暗証番号式部屋キー

24時間管理体制

初めての一人暮らしでも安心して過ごせるように、セキュリティ面の設備が充実しています。

高機能インターホンはオートロックの解除や宅配ボックスの着荷表示などの便利機能の他、緊急時のパニックボタンや、病院・消防署へのホットラインボタン、管理センターへの直通電話機能などを装備しています。



大学生協だからできる【食生活応援パック】!!

生協食堂や購買の対象商品など、食事にだけ使用できる「定期券」の仕組みの【食堂パス】を特別パックでご利用いただけます！

詳細はwebサイトをご確認ください

[【食生活応援パックについて | 三重大生協webサイト】](#)



▲食事のイメージです

オリジナルマンション以外の物件の情報は

三重大学生協のwebサイト や 住まいの冊子 でご覧いただけます

webサイト：<https://www.mieunivcoop.com/>

三重県知事免許(6)2539号

三重大学生協同組合 住まいの斡旋

TEL 059-236-1082 FAX 059-231-3852

E-mail sumai@mucoop.jp

<住まいの探し方>

①情報収集(部屋の候補探し)

三重大学生協のwebサイト や 住まいの冊子 で物件の情報を見られます。
 住まいの冊子は、生協がお送りする入学準備資料に同封している他、
 メールや電話などで請求頂いた方に配布しております。

webサイト : <https://www.mieunivcoop.com/>



②来店 or オンライン相談

お部屋探しのご相談は「来店」か「オンライン相談」で承ります。
 悩んでしまって候補が定まらない場合なども、お気軽にご相談ください。
 来店の際はご予約をお願いいたします。

[【来店 or オンライン相談 予約フォーム|Air リザーブ】](#)

<営業日 営業時間のお知らせ>

新学期時期は下記の日程にて営業いたします。

[【三重大学生協 住まいの斡旋 営業時間|三重大学生協webサイト】](#)

1月～2月の土日祝日および、3月8日(金)～27日(水)の期間は学生スタッフも勤務いたします。
 住まいの相談だけでなく、大学生活のアドバイスなども行えますので、ぜひご来店ください。

また、2月17日(土)、18日(日)、23日(金・祝)は推薦合格者向け、3月8日(金)～27日(水)の期間は
 全合格者向けに、生協提案パソコンなどの教材展示や学生相談ブースを設けた【新入生サポートセンター】と
 同会場にて住まいの斡旋をいたします。住まい探しと併せて入学準備を進めていただけます。

2024年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2024年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

2024年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

- 営業日 ■ 10～17時
- 営業日 ■ 10～16時
- 休業日 ■ 上記赤文字

▶最新の営業日は
webサイトで
ご確認ください



前期入試 2/25(日)、2/26(月)、後期入試 3/12(火)は、完全予約制となりますのでご注意ください

入学辞退について

(1) 学校推薦型選抜合格者について

- 1 特別な事情により入学を辞退される場合は、合格者の推薦を行った高等学校長若しくは中等教育学校長から、令和6年2月19日(月)17時までに「学校推薦型選抜入学辞退願」(様式は任意)を書留郵便にて郵送(必着)で本学へ提出し、その許可を得た場合に限り、入学辞退を認めます。この場合を除き、出願済の国公立大学を受験しても合格の対象とはなりません。
- 2 入学手続きを完了した方が既に納付した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

(2) 総合型選抜合格者について

- 1 特別な事情により入学を辞退される場合は、令和6年2月19日(月)17時までに入学辞退願を書留郵便にて郵送(必着)で本学へ提出し、その許可を得た場合に限り、入学辞退を認めます。この場合を除き、出願済の国公立大学を受験しても合格の対象となりません。
- 2 入学手続きを完了した方が既に納付した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

注意事項

- (1) 学校推薦型選抜・総合型選抜合格者は、入学又は入学辞退のいずれの手続きも行わないまま放置することがないように留意してください。
- (2) 入学手続き期間内に入学手続きを完了しない場合は、本学学校推薦型選抜・総合型選抜合格者としての権利を失います。なお、この場合、出願済の国公立大学・学部の個別学力検査等を受験しても、合格の対象とはなりません。

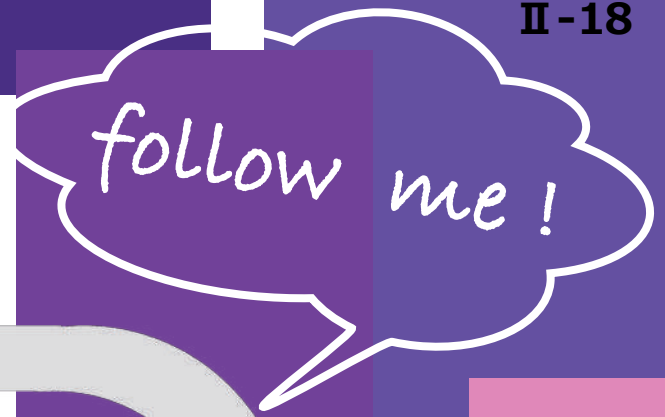
(3) 一般選抜【前期・後期日程】合格者について

1つの国公立大・学部（国際教養大学及び新潟県立大学を除く。以下同じ。）に入学手続きを行った方は、これを取消して他の国公立大・学部に入學手続きをすることはできないことになっています。

本学に入學手続きを完了した方で入学を辞退する場合は、入学辞退願によって、令和6年3月29日(金)15時までに当該学部の学務担当に入学辞退の手続きをしてください。(郵送の場合は、簡易書留で封筒の表面に「入学辞退願在中」と朱書きし、令和6年3月29日(金)15時までに本学必着。持参の場合は、土日祝日を除き当該学部の学務担当にて受付をします。

入学手続きを完了した方が既に納付した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

なお、所定の期日までに入学辞退願を提出しないときは、令和6年度前期分の授業料を納付する義務が生じます。



MIE UNIVERSITY INSTAGRAM



@mieuniversity

三重大大学の様々な出来事の一場面を紹介しています。
みえみえ学生広報室やクラブ・サークルに所属する学生を中心に
在生も記事を投稿しています。

三重大学 SNS やっています。



X (旧 Twitter)



facebook



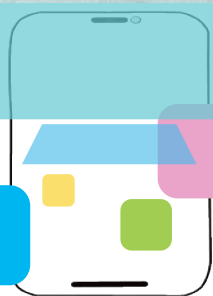
YouTube



Instagram

三重大学では、教育、研究、産学連携、社会貢献および学生活動等の情報をご皆様にお知らせするために、三重大学の公式 SNS 等を開設しています。

三重大学の情報をいち早くお届けします。是非一度ご覧ください。



メールマガジン

【メールマガジンについて】

1. 登録手順

①配信先メールアドレス ②氏名

2. 登録期間

随時受け付けます。(事後処理の都合上、毎月 25 日以降にご連絡を頂いた場合は翌月からの配信となることがあります。)

3. アドレスの変更および配信の停止について

アドレスの変更や停止を希望する場合は、メールマガジンアドレス (koho.m-maga@ab.mie-u.ac.jp) にメールでご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、毎月 25 日以降にご連絡を頂いた場合は翌月からの変更等になることがあります。

※ご登録頂いた個人情報は、メールマガジンの配信および当事業に関する統計調査にのみご利用いたします。

なお、ご本人の同意があった場合および法令に基づく場合を除き、第三者に提供いたしません。

※ドメイン指定受信を行っている方は下記のメールアドレスのドメインを受信できるように設定しておいてください。

設定を行わないとメールマガジンが届きませんのでご注意ください。

メールマガジンの配信を希望される方は、下記メールをご登録ください。

上記の二次元コードからも作成できます。

koho.m-maga@ab.mie-u.ac.jp

<お問合せ先>

三重大学企画総務部総務チーム広報室

電話番号：059-231-9794

メール：koho@ab.mie-u.ac.jp



MIE
UNIVERSITY

カメラ撮影



ラジオパーソナリティ



インタビュー活動



広報誌作成



三重大学広報室では「三重大学学生スタッフ」を募集します。単なる「大学業務のお手伝い」ではなく、三重大学の広報活動を材料として、それぞれの学生スタッフの"やってみないこと"を自分の力で実現できる能力を習得することを目的としています。"やってみないこと"の立案、成果物の作成、広報、その一連の流れの中で、様々な技能を習得しスキルアップをすることができます。

動画編集



チラシ、グッズ等のデザイン

We look forward to having you join us!
みえみえ学生広報室

ラジオパーソナリティ になりませんか？



radio 3 (FM 三重) Campus CUBE 出演メンバー大募集

レディオキューブ (FM 三重) で毎週金曜日 20:30 ~ 21:00 放送中の
大学生が企画して作って出演する番組「Campus CUBE」では現在、
番組メンバーとして活動してくれる学生を募集しています。

あなたの企画したものが番組になり、また大好きな曲をラジオで ON AIR
できる大チャンス♪

三重県内の大学生が参加して、収録はまさに学外サークルの様な楽しさ！

他大学の学生とのコミュニケーションもはかれ、

また人前で話す、話をまとめる伝える能力も身に付きます。

こんなチャンスはなかなかない！

興味のある学生は下記まで。

◆申込・お問合せはこちら◆ ※収録日は第2、第4水曜日です。

三重大学企画総務部総務チーム広報室

TEL : 059-231-9794・059-231-9789

Eメール : koho@ab.mie-u.ac.jp



情報基盤センターは、全学のネットワーク、情報システムなどの企画・設計・管理を行っています。

■場所 (現在改修中のため、CeMDS 3階に仮移転中)

情報基盤センターは、キャンパスのほぼ中央、図書館の横にあります。



■統一アカウント

各種のシステムを利用するために必要なユーザIDとパスワードです。新入生には、今後のガイダンス等で「統一アカウント通知書」として書面配布されます。

パスワード備忘に「パスワードリマインダ」の設定をお勧めします。パスワードリマインダ未設定の場合は、情報基盤センターに設置されている「サービスターミナル」にて初回パスワードの参照が可能です。

■学生用メール

全学生にメールアドレスを発行しています(Google社のGmailをベースに利用しています)。メールアドレスは、「学籍番号@m.mie-u.ac.jp」となります。公式なメールアドレスとして各種のお知らせに利用されます。

利用には、統一アカウントが必要です。携帯電話への転送や、スマホのメールアプリへの設定を行っておくと便利です。



■クラウドサービスの提供

Google のクラウドサービスであるGoogle Workspace と、マイクロソフトのクラウドサービスである Microsoft 365 Apps for enterprise を本学専用のサービスとして提供しています。どちらも、統一アカウントにより学内外から利用が可能です。

※学生用メールは、三重大学 Google Workspace の一部です。

■サイトライセンスソフトの提供

本学構成員はMicrosoft 365 Apps for enterprise を使うことができます。(Word、Excel、PowerPoint、Access、OneNote、Outlook、Publisher 等の Office 製品が含まれます)。

また Office 以外にも、SAS、SPSS、Matlab、Mathematica、SolidWorks、AMOS 等の研究用に必要な特殊なソフトウェアを学内の研究室に提供しています。

その他のソフトウェアで、Minecraft Education Edition を提供しています。

■モバイルLAN

モバイルLANは、持ち込みパソコン等を接続するための無線LAN (Wi-Fi) ネットワークです。学内のほとんどの教室をカバーしています。図書館、環境・情報科学館、生協(食堂)、ミニストップ、三翠ホール、体育館、サークル棟などのパブリックスペースでも利用が可能です。

接続方法の詳細は、当センターホームページをご参照ください。



■モバイルLAN認証ページ

■教育用LAN

学部学科が所有するパソコン教室やパブリックスペースにあるパソコン等の一部は教育用LANに接続されています。専用の認証ページで統一アカウントを用いて認証することで利用可能です。



■モバイル情報案内システム



休講情報や各種お知らせを掲示しています。スマホ、携帯や自宅のパソコンからアクセスが可能です。学内の電子掲示板にも同時に表示しています。

(※すべての情報が掲載されているわけではありませんので、学部学科等の掲示板の確認は必要です)

スマホ・携帯やパソコンからアクセスする場合は、

<https://k.cc.mie-u.ac.jp> と入力するか、情報基盤センターホームページからアクセスしてください。

■セキュアVPN接続サービス

自宅などからキャンパスネットワークに接続するためのサービスです。学内のシステムの一部には「学内制限」となっているものがあり、大学内のパソコンからでないとアクセスできません。そうしたシステムへ自宅等の学外からも安全にアクセスできるようにするサービスです。

■DSセミナー

情報基盤センターでは、教職員・学生がデータサイエンス・DXに関する最新の話題に触れられる機会を作るためにデータサイエンス公開セミナー（DSセミナー）を開催しています。興味のあるセミナーを見つけたら参加してください。



■プリンタ利用

情報基盤センターが提供しているプリンタを利用して、持ち込みPCからの印刷が可能です。プリンタは情報基盤センターおよび、図書館、CeMDSに設置されています。プリンタの利用方法の詳細は、情報基盤センターホームページをご参照ください。

印刷はポイント制になっており、新入生には入学時に100ポイントが付与されます。ポイントの追加は有償となっております。

■WordPress・ホームページサービス

情報基盤センターではWordPressを利用したウェブサイト開設、または静的ページで自由にレイアウトを構成できるホームページサービスを提供しています。サークルのホームページ作成などにもぜひご活用ください。

■数理・データサイエンス館 (CeMDS)

2020年4月 ICT教育や数理・データサイエンス教育等の発展に寄与し、また関係機関との教育研究拠点となって地域創生に貢献することを目的としてCeMDSが新たに開館しました。

1階にはメイカースペースを設置し、3Dプリンタ、レーザ加工機、VR機器などを揃えており、自由に利用することができます。



■サポートデスク

情報基盤センター1階とCeMDS1階にサポートデスクを設けており、CeMDSでは大学生生活のICT(情報通信技術)関係の相談などに応じています。(例: パソコンの設定方法、スマホやクラウドの活用、情報セキュリティ等)大学の情報環境を生かして、レポートや論文の作成・情報の取捨選択・人とのコミュニケーション等で楽しく、安全にICTを活用しましょう。

対面、またはオンラインにて相談を受け付けています。



※ 情報基盤センターは、2024年3月31日までは総合情報処理センターです。

情報基盤センターホームページにて詳細を公開しています。随時更新していますので、最新の情報はアクセスして確認してください。

※ 詳細については学内制限となっている場合があります。ご注意ください。

<https://www.cc.mie-u.ac.jp/>

発行: 三重大学 情報基盤センター

三重大学キャンパスネットワークを利用するすべての皆様へ
For everyone using the campus network at Mie University
致使用三重大学校园网的全体人员

キャンパスネットワーク 利用ガイドライン

Campus Network Guidelines

校园网使用指南

■ 関連規則・情報

- (1) 情報セキュリティポリシーと情報スタンダード
<http://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/policy/>
三重大学情報セキュリティポリシー
教育研究情報セキュリティスタンダード
事務情報セキュリティスタンダード
附属病院情報セキュリティスタンダード
- (2) その他、全学規則類
<http://www.mie-u.ac.jp/gakunai/kisoku/index.htm>
三重大学個人情報保護規程

- 三重大学法人文書管理規程
- 三重大学事務用電子計算機業務処理要項
- 三重大学大学院医学系研究科・医学部情報ネットワーク利用要領
- 三重大学医学部附属病院情報ネットワーク利用要領
- 三重大学医学部附属病院総合医療情報システム運用管理規程
- 三重大学医学部附属病院診療記録等の電子保存システムに関する運用管理規程

■ Related regulations and information

- (1) Information Security Policy and Information Standards
<http://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/policy/>
Mie University Information Security Policy
Education and Research Information Security Standards
Information Security Policy for Offices
University Hospital Information Security Standards
- (2) University-wide Regulations and Other Information
<http://www.mie-u.ac.jp/gakunai/kisoku/index.htm>
Mie University Personal Information Protection Regulations
Mie University Corporate Documentation Management Regulations

- Summary of Mie University Business Computer Work Processes
- Mie University Graduate School of Medicine/Faculty of Medicine Procedures for Use of the Information Network
- Mie University Hospital Procedures for Use of the Information Network
- Mie University Hospital Integrated Medical Information System Operation Management Regulations
- Mie University Hospital Operation Management Regulations on the Electronic Storage System for Medical Records, etc

■ 相关规则・信息

- (1) 信息安全方针与信息标准
<http://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/policy/>
三重大学信息安全方针
教育研究信息安全标准
事务信息安全标准
附属医院信息安全标准
- (2) 其它、全校规则类
<http://www.mie-u.ac.jp/gakunai/kisoku/index.htm>
三重大学个人信息保护章程

- 三重大学法人文件管理章程
- 三重大学事务用电子计算机业务处理要点
- 三重大学大学院医学系研究科・医学部信息网络利用要領
- 三重大学医学部附属医院信息网络利用要領
- 三重大学医学部附属医院综合医疗信息系统运行管理章程
- 关于三重大学医学部附属医院诊疗记录等电子保存系统的运行管理章程

キャンパスネットワーク利用ガイドライン

発行者：三重大学情報基盤センター <http://www.cc.mie-u.ac.jp>本書
に関するお問い合わせは、
TEL:059-231-9772
MAIL:support@cc.mie-u.ac.jp
までお願いいたします。



本ガイドラインは、学内におけるコンピュータやキャンパスネットワークおよびキャンパスネットワーク経由でのインターネット*の利用について、特に注意が必要とされる内容を抜粋したものです。教職員、学生はもちろんのこと、キャンパスネットワークを利用する全関係者が対象となります。以下の点に注意を払い、利用者として自覚と責任を持って行動してください。これらに違反した場合、注意や処罰の対象となります。

また、学外活動や私生活においても、本学の学生や教職員として良識と節度ある行動をお願いします。

※以後、「学内におけるコンピュータやキャンパスネットワークおよびキャンパスネットワーク経由でのインターネット」は、「キャンパスネットワーク」と記述します。

1. 規則を守りましょう

キャンパスネットワークの利用については、「三重大学情報セキュリティポリシー」と「教育研究情報セキュリティスタンダード」(セキュリティスタンダードは、教育研究、事務、附属病院の3部構成です)等の規則を遵守する必要があります。三重大学情報基盤センターホームページで公開していますので、各自確認してください。「三重大学情報セキュリティポリシー」<http://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/policy/>

2. 教育・研究・事務業務目的に限定

キャンパスネットワークは、教育・研究・事務業務に関する目的に限定されています。この目的に沿わない不適切な行為、違法行為、倫理に反する行為を禁じます。

3. 違法コピーの禁止・違法コンテンツのダウンロード禁止

音楽、映像、本、ソフトウェアなどの著作物を、違法にコピーして配布したり、ライセンス規約を守らずに利用してはいけません。また、違法に配信されている音楽・映像コンテンツを、それと知りながらダウンロードすることは違法であり、刑事罰の対象となる場合があります。

4. ファイル共有ソフトの利用禁止

キャンパスネットワークにおいて、P2P型のファイル共有ソフト(Winny、Share、Cabos等)の利用は禁止されています。これらソフトウェアでは、違法なソフトウェア配布やウイルス混入ソフトウェアの配布が横行しています。また、これらソフトウェアでは、データをダウンロードしたパソコンが自動的にそのデータの発信者になるため、大きな罪に問われる可能性があり、特に注意が必要です。本学では、違法行為や不適切な利用の可能性のある通信を監視しており、疑わしい場合は通信を遮断して実機調査することがあります。

5. ソフトウェアライセンスの適正管理

利用規約に定められた台数を超えてソフトウェアをインストールすることはライセンス違反となります。利用規約をよく読み、遵守してください。また研究室・講座等ではソフトウェアの台帳管理をすることが義務付けられています。

6. 大量ダウンロードの禁止

学内から「自由に」使って良いように見えるサービスでも、本学とサービス提供元との間で利用条件が定められているのが普通です。例えば、多くの電子ジャーナルや商用データベースでは、ダウンロードツール等を利用して一度に大量のコンテンツをダウンロードすることは禁じられています。

7. ID・パスワードの管理

全ての利用者には、自分が保持するID・パスワード、情報機器、ソフトウェア等を安全に管理する義務があります。パスワードを推測するなどして、他人のIDを盗用することは犯罪となります。また、自分のID・パスワードを他人

に貸与することは決してしないでください。

パスワードには、アルファベット大文字、小文字、数字、記号などを組み合わせた意味のない文字列を利用し、最大文字数内でできるだけ長めにするようにしてください。また、インターネット上の異なる複数のシステムで同一のパスワードを使用することは大変危険ですので、異なるパスワードを付与するようにしてください。パスワードは記憶するのが望ましいですが、それができない場合は、パスワード管理ソフトの利用なども良いでしょう。

8. ソフトウェアを最新の状態に

OS(Windows、MacOSX等)やアプリケーションは常に最新版にアップデートしてください。特に、ブラウザ(Internet Explorer、Firefox、Chrome、Safari等)、Flash Player、Adobe Readerなどのインターネットアクセスでよく用いられるソフトウェア類は確実にアップデートしてください。自動更新が可能なソフトウェアも増えていますが、その機能を有効にした上で、適切に自動更新が機能しているかどうか、時折確認しましょう。

9. ウィルス対策の徹底

キャンパスネットワークに接続される全てのコンピュータには、ウイルス対策ソフトをインストールする必要があります。また、定期的にコンピュータ内の全ファイルにウイルスチェックを行ってください。ネットワークのほか、USBメモリなどの物理メディアによる情報の受け渡しも重大なウイルス感染経路です。

なお、ウイルス感染が疑われる際は、速やかに端末をネットワークから切断し、情報基盤センターにご連絡ください。(電話 059-231-9772 / メール support@cc.mie-u.ac.jp)

10. インターネットからダウンロードしたソフトウェアに注意

有償無償含め数多くのソフトウェアがインターネット上で配布されています。こうした配布物の中には、偽物ソフトウェアや本来のソフトウェアと抱き合わせる形で不要なソフトウェアを混入したもの、ウイルス等が混入されているものまであります。信頼のおけないサイトからのダウンロードは避け、正規の配布元から取得してください。また、インストール時に抱き合わせソフトウェアと一緒にインストールされてしまわないか、十分に確認をしてください。

11. フィッシング詐欺に注意

フィッシングと呼ばれる騙し討ち型の詐欺行為が急増しています。多くの場合、「有効期限切れパスワードの変更のお願い」等を装ったメールによって本物そっくりの偽サイトに誘導し、ID・パスワードを奪取するものです。近年では文面も巧妙に偽装されているため、詐欺と気づけない場合があります。パスワードに関係するような重大な内容については、メールが本物かどうか一旦踏み留まって確認してください。また、「ウイルスが検出されました」、「パソコンの機能が低下しています」などの偽表示による詐欺も多く発生しています。警告を無視することはよくありませんが、偽の警告もあり得るということにも留意してください。

12. 情報漏洩に注意

ノートパソコン、外付けハードディスク、USBメモリなど、重要な情報が入った情報機器の紛失や盗難に注意してください。盗難による被害は学内でも数多く発生しています。また、重要情報については、USBメモリなどでの運搬や、学外への持ち出しが禁じられている場合があります。インターネット経由でのクラウドサービス上へのデータ保管なども「学外への持ち出し」となります。また、最近ではクラウドサービスと連携したソフトウェアの利用によって意図せず情報漏洩する場合がありますのでご注意ください。

13. Windows 8.1の接続禁止

キャンパスネットワークではセキュリティ更新のできない機器の接続は禁止となっています。2023年1月10日以降、Windows 8.1のセキュリティ更新が終了したため、キャンパスネットワークへの接続は違反行為となります。同様に、Windows Server 2012、Office 2013の使用も禁止されましたので、どちらも後継製品への切り替えをしてください。

These guidelines summarize things to be aware of when using campus computers, the campus network and the Internet via the campus network*. These guidelines are for everyone using the campus network, including faculty and students. Please notice the following points and behave appropriately as a user of the campus network. Violations of these guidelines may be subject to warnings or disciplinary actions.

* "Campus computers, the campus network and the Internet via the campus network" is described as the "campus network" in this document.

1. Observe the regulations

To use the campus network, you must follow the "Mie University Information Security Policy" (in Japanese) and the "Information Security Standards for Education and Research" (in Japanese) (the security standards consist of three parts – education and research, office work, and the university hospital). These regulations are available on the Mie University Center for Information Technologies and Networks website.

The Mie University Information Security Policy (in Japanese): <http://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/policy/>

2. Limited usage for education, research and office works

The campus network is provided for educational, research and office purposes only. Do not use it for improper, illegal or immoral purposes.

3. Illegal copying and downloading of illegal content are prohibited

Do not unlawfully copy or distribute music, videos, books, software or other copyrighted works in breach of license agreements. Furthermore, knowingly downloading audio-visual content distributed unlawfully is an offence and may be subject to criminal punishment.

4. Use of file-sharing software are prohibited

Do not use P2P file-sharing software (Winny, Share, Cabos, etc) on the campus network. Such software is often used to distribute unlawful software and viruses. Also, when you download data with such software, your computer automatically shares the data, which could lead to serious offenses. The university monitors potentially illegal or improper communications and may block access to the network or investigate your PC in the case of suspicious circumstances.

5. Appropriate management of software licenses

Installing software on more PCs than allowed by the user agreement is a license violation. Please read and follow by user agreements. Furthermore, you must keep a ledger of software used in laboratories and seminars, etc.

6. Large-volume downloads are prohibited

Though, the service may seem to be free on campus, there are usually conditions of use established between the university and the service provider. For example, using programs to download a large volume of content at once is prohibited by many electronic journals and business.

7. Management of IDs and passwords

All users must look after their IDs, passwords, IT devices, and software, etc. Access to the ID of other users by guessing their passwords or other means is a crime. Also, never give your ID or password to another person.

Please use a meaningless character string combining with uppercase and lowercase letters,

numbers, and symbols for your password. Also try to make the password as long as possible within the character limit. We recommend using a different password for each system. Please memorize the passwords. If this is not possible, you may use password management software etc.

8. Use the newest version of software

Please update the OS (Windows, Mac OS X, etc) and applications to the newest version. In particular, please make sure to update software used to access the Internet, such as the Internet browser (Internet Explorer, Firefox, Chrome, Safari, etc), Flash Player, and Adobe Reader. Many software can be updated automatically. Please enable the update function and periodically check whether it is updated correctly.

9. Install anti-virus software

You have to install anti-virus software on all computers connected to the campus network. Please also periodically run a virus check on all files on the computer. Viruses can also be transmitted by physical media such as USB sticks, in addition to over the network.

When your computer may be infected with a virus, disconnect it from the network immediately and contact Center for Information Technologies and Networks.

(Tel: 059-231-9772 / E-mail: support@cc.mie-u.ac.jp)

10. Be careful of software downloaded from the Internet

A huge quantity of paid and free software is distributed on the Internet. Such products may be imitations or contain unnecessary software packaged with the main program or viruses. Please acquire software from a legitimate distributor and do not download from unreliable sites. Also, please carefully check whether any packaged software will be installed with the main program during installation.

11. Phishing

Scam operations called "phishing" are increasing. In many cases, the user is directed to a perfect imitation of a legitimate site by a mail requesting to input ID and password, after which the operator of fake site has control of the user's ID and password. Recently, such mails have become sophisticated, making them difficult to detect. When you get a mail relating to passwords or other important details, please take a moment to consider whether it is genuine or not. Also, scams using false pop-up dialogues such as "A virus has been detected" or "Your PC is running slowly" are common. Although it is inadvisable to ignore warnings, please bear in mind that such warnings may be fake.

12. Leakage of information

Please guard against loss or theft of information devices such as PCs, external hard drives or USB sticks which contain important information. Theft occurs frequently on the campus. Also it may be prohibited to ship USB sticks etc. containing important information or take them off campus. Storing data on online cloud services is also considered to be "taking data off campus." In addition, it is reported recently that information was unintentionally leaked through the use of software linked with cloud services.

13. Connection of Windows 8.1 is prohibited

It is prohibited to connect devices that cannot receive security updates to the campus network. Security updates for Windows 8.1 was ending from January 10, 2023, after which the connection of devices running Windows 8.1 to the campus network was prohibited. Similarly, the use of Windows Server 2012, Office 2013 was prohibited. Please switch to a successor product.

本指南是关于利用校内电脑，校园网以及经由校园网的互联网※时需要特别注意的内容摘录。适用对象除了教职员和学生之外，还包括所有使用校园网的相关人员。

校园网的使用者必须熟知以下各条规范，自觉地担负起使用者的责任。违背本指南的行为，将会受到警告或处罚。另外在校外活动以及私生活方面，也请本校学生和教职员保持应有的良识和品行。

※以下将“校内电脑，校园网以及经由校园网的互联网”表述为“校园网”。

1. 遵守规则

使用校园网时，必须遵守“三重大学信息安全方针”与“教育研究信息安全标准”（安全标准包括教育研究部门，事务部门和附属医院3个部分）等的规则。这些规则已在三重大学信息基础结构中心网站上公布，请各位校园网利用者在充分理解本指南的基础上加以确认。

“三重大学信息安全方针” <http://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/policy/>

2. 用途限制

校园网仅限于教育，研究，事务业务。禁止与这些用途不相符的不恰当行为，违法行为，违反伦理的行为。

3. 禁止违法复制，禁止违法内容的下载

不得违法复制或传播音乐，影像，书籍，软件等具有版权的作品。此类作品利用时必须遵守用户许可协议。对于违法传播的音乐，影像内容，在知情的情况下进行下载也属于违法行为，可能会受到刑事处罚。

4. 禁止使用文件共享软件

禁止在校园网内使用P2P型文件共享软件（Winny，Share，Cabos等）。这些软件经常被用于违法软件的传播以及病毒的传播。而且这些软件会使得下载数据的电脑自动成为这些数据发送者，从而涉及到重大犯罪，请特别加以注意。本校对于违法行为及疑似不正当利用的通信进行监视，发现可疑情况时将会将通信切断，并对使用电脑进行调查。

5. 软件用户许可协议的管理

超过利用规则所规定的电脑数量安装软件是违反用户许可协议的行为。请仔细阅读利用规则并予以遵守。研究室，讲座等有义务对软件安装实施登记管理。

6. 禁止大量下载

学校内看上去可以“自由”利用的服务，其实本校与服务提供商之间通常也有利用条件的协定。例如，许多电子杂志及商业数据库禁止利用下载工具等一次性下载大量内容。

7. ID·密码的管理

所有使用者都有安全管理自己的ID·密码，信息装置，软件等的义务。猜测他人密码，盗用他人ID

等是犯罪行为。绝对不要将自己的ID·密码借给别人使用。

密码应由大写字母，小写字母，数字，符号等无意义的字符串组成，并在最大字符数内尽量使用较长的密码。另外在互联网上数个不同系统中使用相同密码会非常危险，请设置不同的密码。密码最好用记忆记住，如果记不住也可以使用密码管理软件等方法。

8. 保持软件的最新状态

OS（Windows、Mac OS X等）及应用软件须及时升级为最新版本。特别是浏览器（Internet Explorer，Firefox，Chrome，Safari等），Flash Player，Adobe Reader等互联网访问经常使用的软件类更须及时升级。尽管具有自动更新功能的软件正在增多，校园网利用者也须在启动这些自动更新功能的基础上，时常检查这些自动更新功能是否有效。

9. 彻底实施病毒防范措施

所有接入校园网的电脑都必须安装杀毒软件。必须定期对电脑内的所有文件进行病毒检查。必须清楚地认识到，除了网络之外，USB储存器等物理媒介的信息传递也是病毒感染的重要途径。

另外，如果怀疑电脑已经被病毒感染，则须立即切断电脑与网络的连接，并与信息基础结构中心联系（联系电话：059-231-9772 / 邮箱：support@cc.mie-u.ac.jp）。

10. 警惕从互联网下载的软件

互联网上传播着许多免费或收费的软件。在这些软件中混入了假冒软件以及与原来软件捆绑在一起的不需要软件，甚至还有含病毒等的软件。应避免从不可靠的网站下载，请从正规的传播渠道获取。另外在安装时，请充分确认有没有一起安装了捆绑软件。

11. 警惕网络钓鱼欺诈

被称作网络钓鱼的欺骗、欺诈行为正在急剧增加。大多数情况是通过伪装成“过期密码更改的请求”等邮件，诱骗访问与官方网站完全一样的假冒网站，然后骗取ID和密码。近年来措词也被伪装得十分巧妙，有时会很难识破是欺诈。对于与密码相关的重大内容，请首先仔细确认邮件是不是欺骗邮件。此外还经常发生“检测出了病毒”、“电脑的性能正在降低”等虚假消息的欺诈。无视警告虽然不好，但也必须注意可能会是虚假警告。

12. 防止信息泄漏

警惕笔记本电脑、外接硬盘、USB储存器等含有重要信息的信息装置的遗失或被盗。校内曾多次发生过被盗事件。不要使用USB储存器等来传递重要信息。禁止将存有重要信息的USB储存器等带出学校。使用互联网云服务上的数据保管等也属于“带出学校”。最近还发生了因使用云服务相关软件而在无意之间泄漏了信息的事件，务必引以为戒。

13. 禁止Windows 8.1上网

校园网禁止无法进行安全更新的装置上网。自2023年1月10日起，Windows 8.1因安全更新支持结束，上校园网将成为违规行为。同样使用Windows Server 2012、Office 2013也被禁止，请将两者都改换成后续产品。

CeMDS

数理・データサイエンス館



Center for Mathematical and Data Science

数理データサイエンス館

CeMDS

CeMDSでは先端機材を体験する事ができます。

また、サポートデスクではPCトラブルや学びに関する様々な相談を受け付けています。

サポートデスク
あります3Dプリンタ
Raise 3D pro23Dプリンタ
Raise 3D E2



Center for Mathematical and Data Science

CeMDS

三重大生の多様な課題解決を先輩が支援します。
オンライン・対面にて相談を受け付けています。

ICT

モバイルLANへの接続、プログラミング、Officeのインストール、Moodleの活用についての質問など、大学生活でのICT関係の様々な相談を受け付けています。

ラーニング

参考引用文献の書き方、文献の検索方法、レポートやプレゼンテーションの構成、地域資料の収集・活用方法など、三重大学における学びに関するあらゆる相談を受け付けてびます。

メーカースペース

学生・教職員の皆様が3Dプリンタやレーザー加工機などを自由に使うことができます。

また、VRゴーグルやドローンといったテクノロジーを体験して新たなコンテンツを作成することができます。

データサイエンス

データサイエンスI・IIの講義について相談、支援を行います。



メーカースペース予約：
<https://www.cemds.mie-u.ac.jp>



新入生の皆様へ

三重大学 学務部教務チーム

通学定期券購入時の必要書類について

通学定期券の購入及び乗車の条件は、各交通機関により異なります。

利用される交通機関の条件を確認のうえで通学定期券を購入し、乗車時には各交通機関が定めるルールを遵守してください。

以下に、参考として主な各交通機関が示す「通学定期券購入時に必要な書類」を記載しますが、最新の情報については、通学定期券の購入前に必ず各交通機関のウェブページ等で確認をお願いします。

《 近鉄 》

- ・購入時に必要な書類：本学が発行する通学証明書

《 J R 》

- ・購入時に必要な書類：本学が発行する通学証明書

《三重交通》

- ・購入時に必要な書類：本学が発行する通学証明書 又は合格通知書
- ・事前購入について：4月1日の14日前より発売(合格通知書にて購入可)

《 名鉄 》

- ・購入時に必要な書類：本学が発行する通学証明書

《名古屋市営地下鉄》

- ・購入時に必要な書類：本学が発行する通学証明書 又は合格通知書
- ・事前購入について：3月15日以降に発売(合格通知書にて購入可)

【注意事項】

自宅の最寄りの駅（バス停）から本学までの最短距離で通学区間及び乗換駅（バス停）の認定を本学担当者が行い、通学証明書を発行します。

個別の希望による乗換駅（バス停）の選択・指定（特に、乗換駅（バス停）が本学から一旦遠くなる場合）は認定できませんので、予め承知おきください。

通学定期券の購入及び使用における注意事項について（重要）

I. 通学証明書の発行停止について

通学証明書の不正使用を防止するため、個人別に発行状況の点検を行っている。点検の結果、通学証明書の発行状況が不適切であると認められた場合は、通学証明書の発行を直ちに停止する。

II. 通学証明書及び通学定期券の不正使用例について

1. 本人の通学証明書をもって、通学定期券を購入し、本人以外に通学定期券を使用させること。
2. 本人以外の通学証明書をもって、通学定期券を購入し、使用すること。
3. 無効である通学証明書をもって、通学定期券を購入すること。
4. 通学証明書を複写して使用すること。
5. その他不正乗車的手段として使用すること。

III. 不要となった通学証明書について

不要となった通学証明書は、学務部教務チーム教務調査担当まで速やかに返却すること。

IV. 通学証明書の発行回数について

ひと月に1回の発行を原則とする。

ただし、通学定期券の継続購入のため、同じ月に通学証明書の発行が必要な場合は、学務部教務チーム教務調査担当に申し出ること。

V. 通学証明書の記載事項の変更について

本人の住所、氏名、通学区間、電話番号に変更が生じた場合は、速やかに学務部教務チーム教務調査担当に申し出ること。

※ 通学証明書及び通学定期券の不正使用が確認された場合は、本学すべての学生に対し、通学定期券発行停止の処分が科せられる場合があるため、使用には十分注意すること。

新入生の皆様へ

通学定期券の新規購入には

「WEB予約」が必要です

ご自身のスマートフォン等でWEB予約をお願いします。
 予約承認後に「定期券自動発売機」でお買い求めください。

(定期券購入サポート駅ではWEB予約や定期券購入のサポートをいたします。)

※定期券購入サポート駅でご予約の場合は混雑状況によりお待ちいただく場合がございます。

※PiTaPa区間指定登録につきましては、定期WEB予約サービスをご利用いただけません。従来通り、通学証明書等をご用意いただき、ICカード係員対応駅にてお手続きください。

申込みに必要な添付書類・・・通学証明書

ご本人の氏名・住所・通学区間・学年・学校代表者・学校印等の必要な項目が記載されていることをご確認ください。

(注) 学校が認める通学区間（自宅最寄駅～学校所在最寄駅）の記載がなければお買い求めいただけません。

(注) 学生証部分だけではお買い求めいただけません。

(通学証明書の一例)

通学証明書 (用紙タイプ)



通学定期乗車券購入兼用証明書 (カードタイプ)



通学定期乗車券購入兼用証明書 (紙タイプ)



通学定期乗車券購入兼用証明書 (手帳タイプ)



※表・裏の両面が必要
 ※在学生および通学区間記載欄が必要

通学定期券の購入方（購入の流れ）

※予約は1ヶ月前から可能です。（定期券は使用開始日の14日前から購入いただけます）

STEP 1

「定期券WEB予約サービス」で予約

スマートフォン等で必要事項を入力してください。
予約番号・QRコードが発行されます。

※予約が承認されるまで購入はできません。
しばらくお待ちください。

定期券WEB予約サービス ⇒



STEP 2

承認されたことを確認する

承認結果通知（Eメール・SMSを選択された場合は
通知を確認してください。）



STEP 3

駅にある黒色の定期券自動発売機で購入

QRコードまたは予約番号で購入してください。

※使用開始日が4月1日以降の定期券を一度ご購入いただくと、
同年度内においてはお手持ちの通学定期券を基に、引き続き同区間の
定期券を購入いただく場合は、お手持ちの定期券を定期券自動発売機
に投入し、WEB予約なしで購入することができます。



定期券種別のご案内

磁気定期券	ICOCA定期券
改札機に通す必要があります	改札機にタッチで通れます
紛失時再発行はできません	紛失時再発行ができます

※ICOCA定期券購入にはデポジット代500円が別途必要です。

※KIPS ICOCAをお持ちの場合は、KIPS ICOCAに定期券を搭載することができます。

ご不明な点がございましたら「近鉄ホームページ」を確認いただくか、
「定期券購入サポート駅」「近鉄電車テレフォンセンター」(050-3536-3957
8:00～21:00 年中無休)へお問い合わせください。

近鉄よりお知らせ

【通学定期券の発売方が変わりました】

その1. 通学定期券の発売箇所について

窓口での駅係員による発売は終了



WEB 予約を介して
定期券自動発売機で発売します



その2. 通学定期券の購入方（定期券 WEB 予約サービス）について

「新規購入」「進級時の年度を跨がる定期券の購入」には、スマートフォン等からの **WEB 予約が必要です。**

※使用開始日が4月1日以降の定期券を一度購入いただくと、同年度内においては、お手持ちの通学定期券を基に、同区間で引き続き定期券を購入いただく場合は、お手持ちの定期券を定期券自動発売機に投入しWEB 予約なしで購入することができます。

■
スマホから定期券購入の申込みを行う



※通学証明書など、必要な証明書類の画像添付が必要です

■ 近鉄からの承認通知が届く



【承認】定期券自動発売機で購入可能です

※近鉄担当者が申込内容と添付の証明書類を確認し、順次「承認」または「否認」を通知します

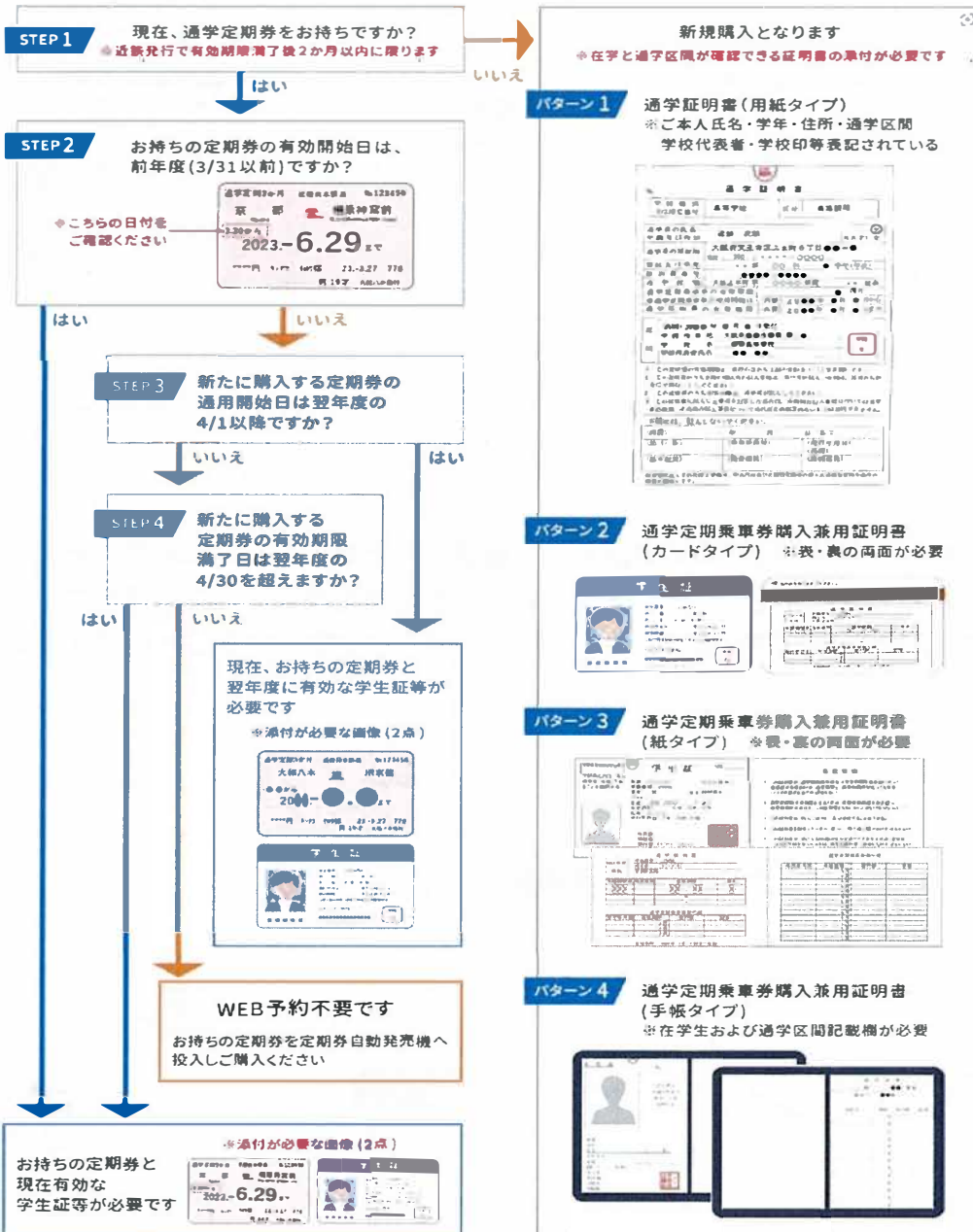
■ 定期券自動発売機で購入する

承認済の「QRコード」を定期券自動発売機にかざし、定期券代金をお支払いいただくことにより購入完了です



※WEB 予約時に必要な証明書類について下記のフローチャートもご参考ください

年度とは	4月1日から翌年3月31日までを表しています
年度表現の例	現在2年生の場合、下記の内容で表現しています
前年度	1年生のときの4月1日(入学時)から翌年の3月31日(2年生への進級前)まで
本年度	2年生のときの4月1日(進級時)から翌年の3月31日(3年生への進級前)まで
翌年度	3年生になる4月1日(進級時)から翌年の3月31日(卒業する年の3月31日)まで



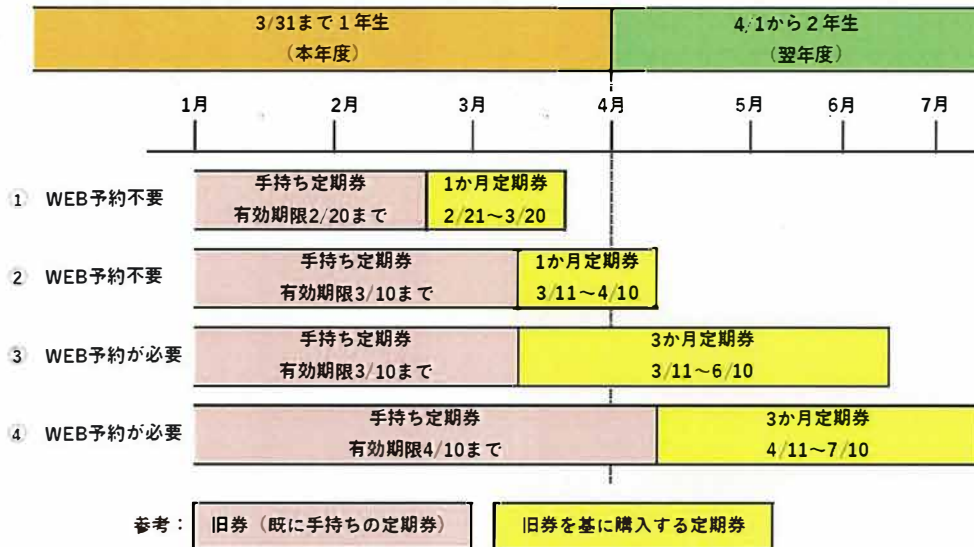
※「実習定期券の購入」および「PiTaPa 区間指定登録」は定期券 WEB 予約サービスによるWEB 予約はできません。

※ご不明な点がございましたら「近鉄電車テレフォンセンター 050-3536-3957 8:00~21:00 時年中無休」へお問い合わせください。

その3. WEB 予約の 要否について

- 購入する定期券の有効期間が翌年度に大きく跨る（翌年度の4月30日を超える）
- 購入する定期券の有効開始日が進級後の4月1日以降

【進級生(1年→2年)が手持ち定期券を基に続きの定期券を購入する場合のWEB予約について】



近鉄

定期券WEB予約サービス

通学定期券



便利 &
スムーズ!

新規

進級時の
継続

- ✓ 事前にWEB予約が必要です
- ✓ 予約後、審査・承認を行います
- ✓ 駅での申請書への記載は不要です

近鉄定期券WEB予約サービスの
ページはこちら

https://www.kintetsu.co.jp/gyoumu/teiki/web_yoyaku/



“新規通勤定期券”と“こどもICOCA”も事前のWEB予約がスムーズ!



定期券WEB予約サービスとは?



定期券の予約が
スムーズに!

ご自宅やお出かけ先などで、パソコンやスマートフォン・タブレットから、どこでも予約ができます。会員登録の必要はありません。

受付時間 5:00 ~ 25:00

ご予約開始 ご利用開始日の1ヶ月前から



証明書等は
アップロードでOK!

通学定期券・こどもICOCAの購入に必要な通学証明書・公的証明書等は写真を撮ってアップロード。購入時に駅へ持って行く必要はありません。

※通学定期券・こどもICOCAの場合、アップロードされた証明書等の確認を弊社係員が行います。確認後、承認となってから購入が可能です。



駅の自動発売機で
サッと購入!

予約完了時に発行されたQRコード®または予約番号を使って、定期券自動発売機で簡単に購入できます。申請書の記入は必要ありません。

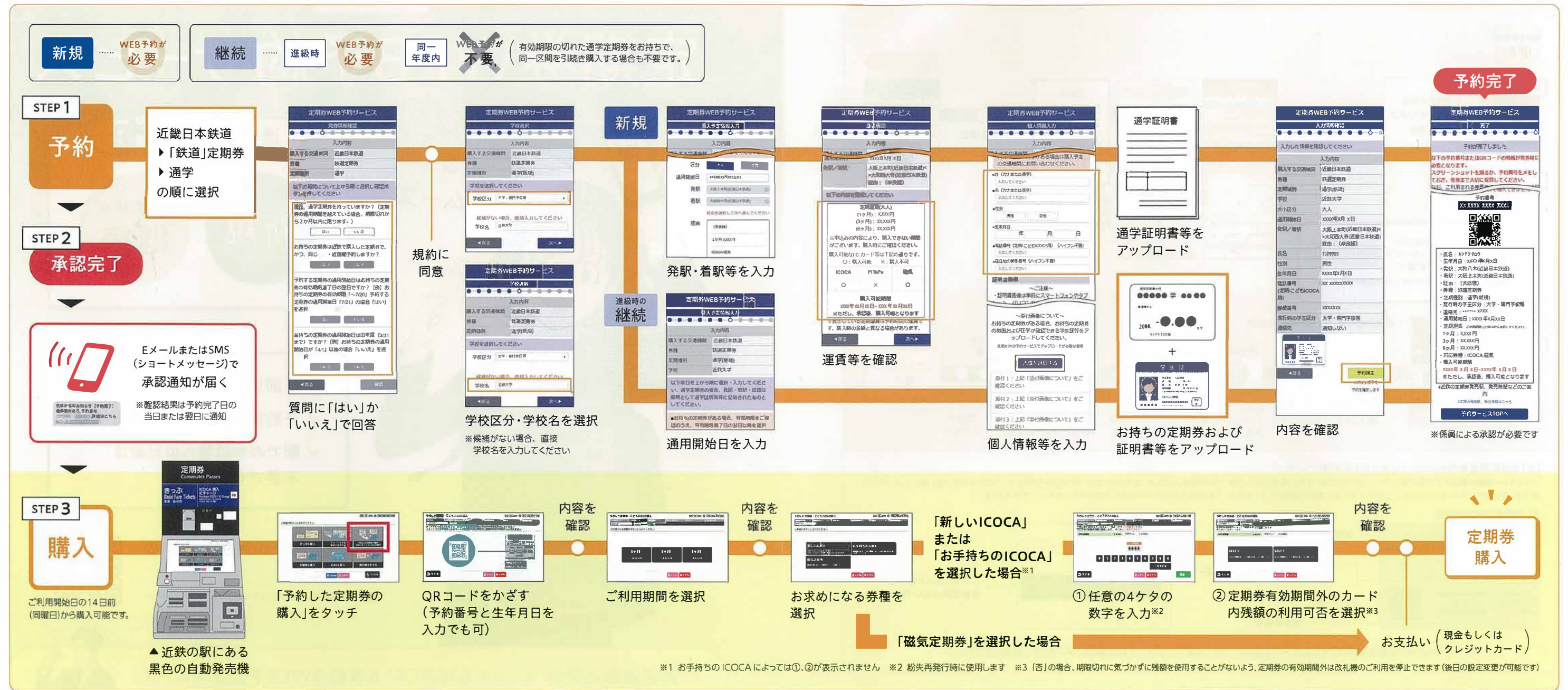
購入開始日 ご利用開始日の14日前(同曜日)から



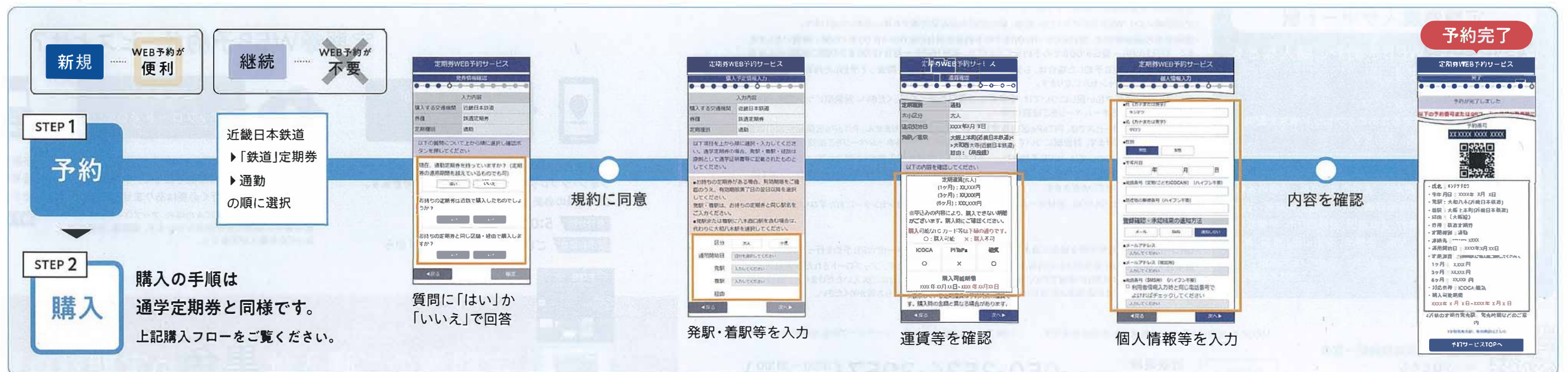
定期券のご購入は**黒色**の定期券自動発売機で!

近鉄

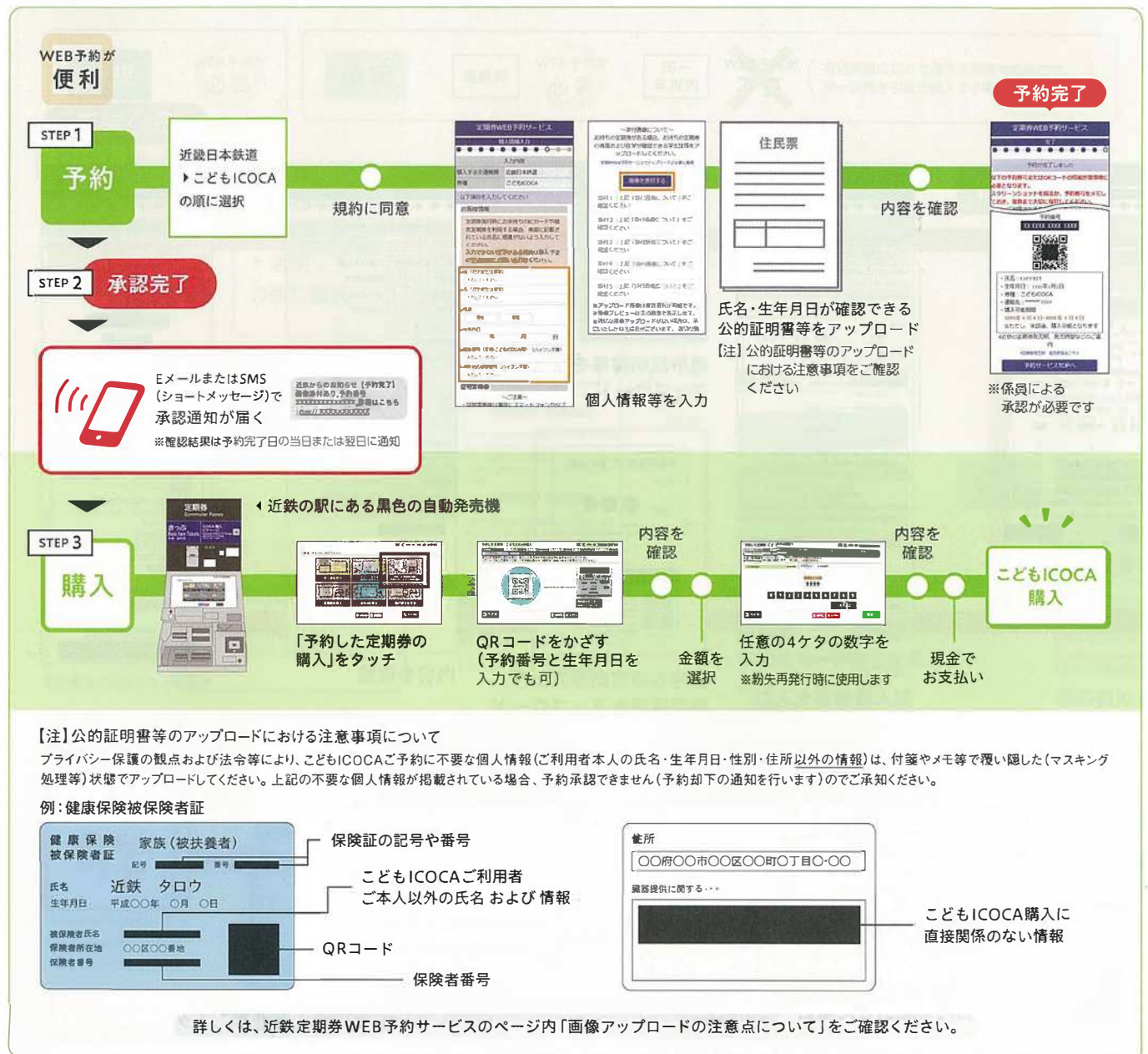
通学定期券をご購入の方



新規の通勤定期券をご購入の方



子どもICOCAをご購入の方



定期券購入サポート駅

以下の駅では、WEB予約やご購入などをサポートいたします。

「定期券購入サポート駅」においては、お客様が必要情報を入力するためのタブレット端末を配備し、発売機のご操作も含めご案内いたします。

対象駅

大阪難波、大阪上本町、鶴橋、近鉄八尾、大和八木、名張、生駒、学園前、大和西大寺、近鉄奈良、京都、近鉄丹波橋、新田辺、王寺、大阪阿部野橋、古市、橿原神宮前、近鉄名古屋、近鉄豊江、桑名、近鉄富田、近鉄四日市、伊勢若松、白子、津、伊勢中川、松阪、伊勢市、宇治山田、鳥羽、鶴方

※サポート時間帯は駅によって異なります。詳しくはページ左下のQRコードからホームページをご確認ください。(2023年7月現在)

【ご利用にあたって】

- ・会員登録、年会費および専用アプリは不要です。
- ・定期券等により、WEB予約がなくても、直接、駅の定期券自動発売機でお買い求めいただけます。
- ・証明書等の画像確認は、当日9:00~16:00までの予約分は同日の9:00~18:00までの間に確認いたします。また、当日16:00~翌日9:00までの予約分については、当日16:00~翌日12:00までの間に確認いたします。
- ・内容を間違えてWEB予約した場合は、もう一度予約が必要です。なお、間違えて予約した内容は購入期限を過ぎると自動的にキャンセルになります。
- ・定期券の区間変更や払い戻しについては、定期券等払戻取扱駅へお越しください。対象駅については、ページ左下のQRコードからホームページをご確認ください。
- ・定期券WEB予約サービスでは、PiTaPa区間指定割引の予約は行っていません。PiTaPa区間指定割引取扱駅でお申込みいただけます。対象駅については、ページ左下のQRコードからホームページをご確認ください。
- ・実習用定期乗車券については、WEB予約は行っていません。定期券購入サポート駅でお買い求めください。
- ・小児の通勤定期券のご予約も可能です。確認書類は必要ありませんが、予約後に定期券自動発売機で受取る際、ご利用者の確認をさせていただきます。
- ・購入に必要な書類については、当社ホームページおよび近鉄電車テレフォンセンターにおたずねください。

【注意事項】

- ・QRコードや予約番号が不明な場合は購入できません。お手数ですが、もう一度WEB予約を行ってください。
- ・通学定期券等で、WEB予約された内容は弊社係員により確認を行います。アップロードされた学生証および通学証明書の「通学区間」が確認できない等、予約内容に不備があった場合はご購入いただけません。確認結果については、承認結果の通知および当社ホームページの予約内容の確認からご確認ください。



定期券・IC業務取扱駅一覧のページはこちら

・「ICOCA」は西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。 ・「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お問合せ

近鉄電車
テレフォンセンター

050-3536-3957 (8:00~21:00) 年中無休

住民票を 移したら、 新しい生活のはじまり

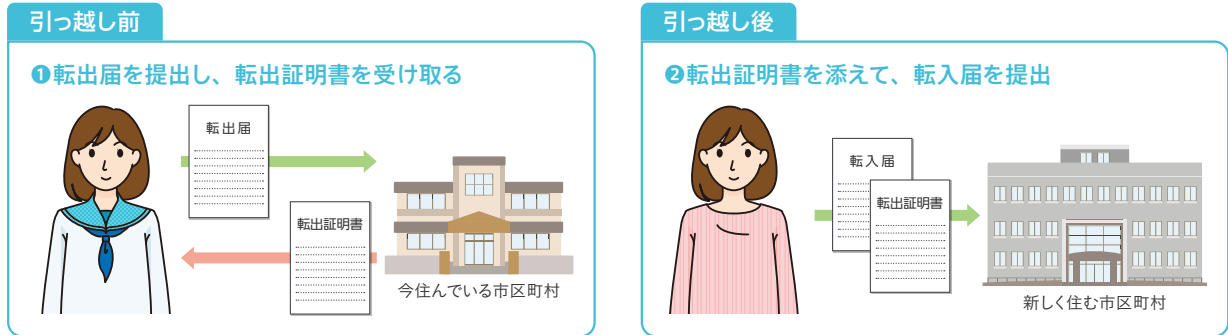


**進学や就職などで引っ越しをされる皆さんは、
原則これから住む、寮・アパートなどが新しい住所になります。
忘れずに住民票を移しましょう。**

- 住所の異動のある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。住民票の手続きは簡単です。住民票の移し方は裏面をご覧ください。
- 上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村等が担っています。
- 住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報です。

Q 住民票はどうやって移すの？

住民票の手続きは簡単です！



- 転入届は、転入した日から**14日以内**に提出してください。
- 引っ越しをした際には、「**マイナンバーカード**」の記載事項の変更が必要ですので、転入届提出時にマイナンバーカードもお持ちください。
- 「**マイナンバーカード**」を持っている人は、引っ越し前の市区町村に「転入届の特例による転出届」をマイナポータルを通じてオンラインにより、又は郵送により提出することで、転出証明書の発行なしで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きをすることが可能です。
- 正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、**5万円以下の過料**に処されることがあります。

Q 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの？

住民票を移してから**3ヶ月経過**したら、引っ越し後の**新しい住所地**で投票できます。

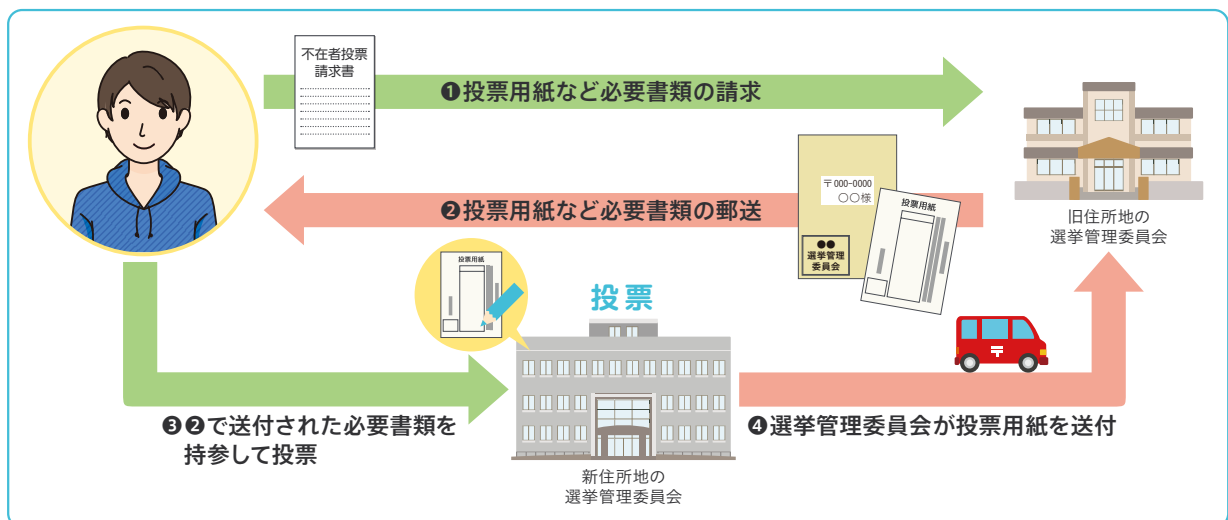
- 選挙人名簿の登録基準日において3ヶ月経過している必要があります。

もし、**3ヶ月経過する前**に選挙があった場合は、**引っ越し前の住所地**で投票できます。

- 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
- 地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

Q 選挙の日に引っ越し前の住所地に行けない場合は、投票できないの？

そんなときは、**不在者投票**ができます。



- 不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会での投票を行うことができる制度です。
- 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

詳細はこちら



Q 住民票を移したら、地元の「成人式」に出席できないの？

住民票を移した後も、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。

- 成人式の案内状送付先の変更など、事前に手続きが必要な市区町村もあります。成人式の時期、場所など詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

※詳しくはお近くの市区町村にお問い合わせください。